



大項目	中項目	小項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案	
(8)教育	学校教育	(ア)学校教育振興									
		コンピュータ教育の推進	コンピュータ整備状況 小学校(37校): 1,401台導入(1人1台対応) 中学校(19校): 805台導入(1人1台対応) 高等学校(1校): 133台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校 呉市の研究推進校 小学校1校 文部省先進的教育用ネット ワークモデル事業校 小学校2校,中学校4校, 高等学校1校	コンピュータ整備状況 小学校(7校):78台導入 中学校(2校):77台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校	コンピュータ整備状況 小学校(4校):40台導入 中学校(2校):68台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校	コンピュータ整備状況 小学校(2校):各校10台導入 中学校(1校):28台導入 (11台+17台) ハード面は整備済み 校内LAN未整備	コンピュータ整備状況 小学校(5校):115台導入 中学校(1校):48台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校 教育委員会にサーバを置き 各小中学校6校を無線で接続す ることにより情報の共有化を 図る。 各小中学校とも有線で校内 LANの整備済み。	コンピュータ整備状況 小学校(1校):11台導入 中学校(1校):16台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校	コンピュータ整備状況 小学校(1校):17台導入 中学校(1校):19台導入 インターネット接続状況 小・中学校全校	呉市の制度に統一する。	
		英語教育の振興	英語指導助手を招致し,中・高 等学校において英語授業の補 助に当たるとともに,小学校に おける英会話の指導を行う。 また,英語担当教員の現職研修 の補助を行う。 英語指導助手:10名	英語指導助手の受け入れ 中学校において英語授業の補 助を行うとともに,英語担当教 員の現職研修の補助を行う。 英語指導助手:1名 国際交流員:1名 小学校において交流	英語指導助手の受け入れ 小・中学校において英語授業 の補助を行う。 英語指導助手:1名	英語指導助手の受け入れ 保育所・小学校・中学校におい て英語力向上を図る。 英語指導助手:1名 外国人講師による総合学習 中学生英語スピーチコンテス ト	中学校において英語授業の補 助を行うとともに,小学校へも 派遣し,英語に慣れ親しむこ とにより児童の興味関心を高 めている。 英語指導助手:1名 (民間会社へ委託)	英語指導助手の受け入れ 幼小中学校において英語授業 の補助を行うとともに幼稚園・ 小学校住民(夜間)の指導を行 う 英語指導助手:1名	英語指導助手の受け入れ 小・中学校において英語授業を 行う。 英語指導助手:1名	呉市の制度に統一する。 ただし,実施方法について は,地理的条件等も勘案した うえで,調整していくものと する。	
		在日外国人児童生徒に関する研修	教職員に対する校内研修 日本語指導担当教員に対す る研修 ポルトガル語通訳の派遣	なし	なし	なし	(呉市に同じ)	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。	
		アジア理解・交流の推進	大韓民国鎮海市道泉初等学校 との交流(横路小学校)	なし	中国四川省貴州市蕪草田小 学校との交流(尾立小学校)	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。	
		平和学習の実施	各学校において実施 呉空襲学習	人権学習の中で実施	なし	地域の被爆体験 戦争体験継承学習	(呉市に同じ)	人権学習の中で実施	年1回平和教育を行う。	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。	
		教育・文化・スポーツ表彰	賞の授与,市長表彰制度: くれオーク賞	賞の授与,町表彰制度	賞の授与,町表彰制度	賞の授与,町表彰制度	町表彰制度	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。	
		学校行事等の実施	遠足,修学旅行,野外活動 文化,スポーツ,奉仕活動	遠足,修学旅行,野外活動 自然教室の開設 文化,スポーツ活動助成	遠足・修学旅行・野外活動 自然教室の開設	遠足・修学旅行・野外活動 自然教室の開設 文化・スポーツ活動助成	遠足・修学旅行・野外活動 文化・スポーツ活動助成	自然体験学習(少年自然の家・ スキー体験)補助	遠足・修学旅行・野外活動 自然教室の開設 文化・スポーツ・奉仕活動	呉市の制度に統一する。	
		帰国・入国児童生徒教育指導	日本語指導学級の開設 小学校4校 ポルトガル語通訳の派遣 1名	なし	なし	なし	なし	教育指導協力員派遣 日本語指導が必要な児童・生徒 の在籍する学校に派遣し,日本 語指導を行う。	なし	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。	
		障害児教育の推進	障害のある児童生徒に対し, 個に応じた指導を行うために 障害児学級等を設置 知的障害学級:小26,中16 情緒障害学級:小14,中5 肢体不自由学級:小2,中1 病弱(院内)学級:小1,中1 言語通級指導教室:小4 養護学級合同行事の実施 宿泊学習,運動会,校外学習,作 品展,お楽しみ交流会 障害児指導員配置:38名	障害のある児童生徒に対し,介 助員により教育の充実を図 る。 小1,中1	なし	なし	なし	障害のある児童生徒に対し, 個に応じた指導を行うために 障害児学級を設置 知的障害学級:小1 介助員(障害児指導員)配 置:8名 障害児1名につき介助員1名配 置	障害のある児童生徒に対し個 に応じた指導を行うために障 害児学級設置 知的障害学級:小1 情緒障害学級:中1	なし	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。
		学校図書の実施	司書教諭:小15,中4 学校図書館図書整備事業実 施	図書司書の配置:1名 各学校へ巡回	図書司書の配置なし	図書司書の配置なし 学校図書館図書整備	図書司書の派遣:2名 学校図書のデジタル化完了	図書司書の配置なし	図書司書の配置なし 年間予算 小学校205千円 中学校100千円	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。	
		複式学級解消(小学校),免許外授業 の解消(中学校)のための非常勤派遣	教育推進のための非常勤講師 を配置	小学校の複式学級で基礎教科 の単級指導が行えるように, 又,中学校の免許外授業を解消 するための非常勤講師を派遣: 小1名,中1名	なし	小学校の複式学級を解消する ため,町講師を採用 H15:小2名	小学校の複式学級で基礎教科 の単級指導が行えるように, 又,中学校の免許外授業を解消 するための非常勤講師を派遣: 小2名	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。	
		その他	音楽鑑賞教室の実施	なし	なし	なし	芸術鑑賞の実施	さわやか子ども劇場公演	なし	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。 ただし,豊浜町の「さわや か子ども劇場公演」は当面現 行のとおりとする。	

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案	
中項目										
小項目										
事務事業等										
児童・生徒指導	教育相談施策の充実	スクールカウンセラー活用 中学校:8校 学校派遣カウンセラー活用 3名 心の教室相談員配置 中学校:11校 もしもし相談電話設置 教育相談センター内 メンタルフレンド活用 要請に応じて	心の教室相談員配置 中学校:1校	心の教育相談室 相談員:2名 あいさつ運動の推進	あいさつ運動の推進 心の教室相談員配置 中学校:1校	スクールカウンセラー活用 中学校:1校 教育相談開設 あいさつ運動の推進	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
	不登校児童生徒支援の充実	適応指導教室の運営(2か所)	なし	心の教育相談室の開設	適応指導活動	適応指導教室の運営(1か所)	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 ただし、実施場所については、地理的条件も勘案したうえで、調整していくものとする。	
	非行防止校外補導	中学校区ごとに17名の生徒指導員を配置 小学校・中学校それぞれの生徒指導研究会ごとに校外巡視を実施	小・中学校、家庭、地域の交流を深めることにより、それぞれの教育機能の向上と連携の強化を図る。	小・中学校、家庭、地域の交流を深めることにより、それぞれの教育機能の向上と連携の強化を図る。	夏季期間中に小中学校PTAによる指導	民生児童委員と各校長の連携を推進	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
(イ)就学の援助・奨励										
要保護・準保護児童生徒就学援助	対象	要保護及び準要保護児童生徒の保護者	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	呉市の制度に統一する。	
	支給額	学用品費等	小学校1年 :12,610円以内 小学校2～6年:14,780円以内 中学校1年 :23,880円以内 中学校2,3年 :26,050円以内	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	小学校:14,770円以内 中学校:25,330円以内	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)		小学校1年 :11,100円 小学校2～6年:13,270円 中学校 :23,870円
		新入学学用品費	小学校:19,900円 中学校:22,900円	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	小学校:19,300円 中学校:25,930円以内	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)		(呉市に同じ)
		校外活動費	実費	小学校:3,470円以内 中学校:5,840円以内	小学校:3,470円 中学校:5,840円	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)		宿泊:3,470円 その他:小1,510円,中2,180円
		修学旅行費	小学校:実費(27,000円以内) 中学校:実費(55,000円以内)	小学校:実費 中学校:実費	小学校:実費 中学校:実費	小学校:実費 中学校:実費	小学校:実費 中学校:実費	(呉市に同じ)		小学校:実費(20,600円) 中学校:実費(55,900円)
		医療費	実費(学校保健法の治療範囲)	実費	実費	実費	実費	(呉市に同じ)		実費
		学校給食費	実費	実費(準要のみ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	小学校:37,000円以内 中学校:43,000円以内	(呉市に同じ)		(呉市に同じ)
		体育実技用具費(中学校)	柔道:実費(7,300円以内) 剣道:実費(50,500円以内)	なし	なし	なし	なし	(呉市に同じ)		なし
		通学費	実費	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	なし	なし	(呉市に同じ)		(呉市に同じ)
		検眼費・メガネ代	なし	なし	なし	なし	なし	(呉市に同じ)		なし
卒業アルバム代		実費(10,000円以内)	なし	なし	なし	なし	(呉市に同じ)	なし		
障害児教育就学奨励	対象	障害児学級在籍児童及び生徒の保護者で、収入額が必要額の2.5倍未満の世帯に属するもの(2.5倍以上の世帯(所得制限有り)に属するものは通学費等のみ支給)	障害児学級在籍者の保護者						呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
	支給額	学用品費等	就学援助の半額	(呉市に同じ)						
		新入学学用品費	就学援助の同額	(呉市に同じ)						
		校外活動費	実費の半額	就学援助の半額						
		修学旅行費	実費の半額 小学校:13,500円以内 中学校:27,500円以内	実費	なし	なし	なし	(呉市に同じ)		なし
		通学費	実費	(呉市に同じ)						
		通級費	実費	なし						
		学校給食費	就学援助の半額	実費						
		交流学习交通費	実費(必要額の2.5倍以上の場合は3/4補助)	(呉市に同じ)						
		職場実習交通費	実費(中学校のみ,必要額の2.5倍以上の場合は3/4補助)	なし						
拡大教材費		実費の半額	なし							
卒業アルバム代	実費(10,000円以内)	なし								
児童生徒遠距離通学援助	対象	小学校4km以上,中学校6km以上の地域からの交通機関利用の通学者	公共交通機関利用者には交通費の半額補助(指定校変更及び区域外就学者を除く。)10/10の補助が学校統廃合の条件となっている。	通学公共交通機関を必要とする小・中学生	児童生徒をスクールバスにより送迎 H15 スクールバス運転委託料 3,480千円	電車通学する生徒(安登地区) バス通学する生徒(町内全域) スクールバス 2台 通学タクシー 1台	児童・生徒送迎バスとスクールボートにより送迎	小学校4km以上,中学校6km以上の地域からの交通機関・交通用具利用の通学者(沖友・久比地区の通学者にバス定期券を補助)幼稚園のあずかり保育にタクシーを使用 船舶使用の通学者	当面、現行のとおりとする。	
	支給額	6か月定期の3割 年2回交付	定期券購入費の半額	呉市営バス及び町営バスの定期券購入費を全額補助		費用 1/2 なし	なし	実費		

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
奨学資金貸付事業		<p>社会福祉協議会の修学資金（生活福祉資金貸付事業）及び県の高等学校等奨学事業で対応。</p>	<p>奨学資金貸付事業 音戸町奨学資金貸付基金管理運用規則に定められた者(町内に1年以上在住者,経済的理由などにより修学困難になった者,特定の免許・資格を取得目的の者など) 奨学資金の種類及び貸付限度額はそれぞれ異なる。</p> <p>奨学資金貸付基金 H14年度末 105,046千円</p>	<p>奨学資金貸付事業 倉橋町奨学資金貸付基金の設置及び管理条例に定められた者,倉橋町に住所を有する者の子で,大学(同程度の学校で学校教育法第1条に規定するものを含む。)に入学するものまたは在学するもの 入学支度金(大学) :300千円以内 就学資金(大学) :月額50千円以内 倉橋町の基準があり,家族の収入,人数,家庭の状況等により可否及び貸与金額が決定される。</p> <p>奨学資金貸付基金 H14年度末 24,988千円</p>	<p>蒲刈町奨学資金貸付要綱に基づき,経済的事由により大学進学が困難な者に対し,入学時必要な資金の貸し付けをする。</p> <p>貸付限度額:500千円以内</p>	<p>奨学金:高校,高専,大学,短大,専修学校(高等課程,専門課程)に在学する者のうち,経済的な理由により修学に必要な学資金の一部を貸与する。 返済:20年 国公立高校,国公立高専(1~3年),国公立専修学校(高等課程) 自宅:18千円 自宅外:23千円 私立高等学校,私立高専(1~3年),私立専修学校(高等課程) 自宅:30千円 自宅外:35千円 国公立大学及び短期大学,国公立高専(4~5年),国公立専修学校(専門課程) 自宅:42千円 自宅外:48千円 私立大学及び短期大学,私立高等専門学校(4~5年),私立専修学校(専門課程) 自宅:51千円 自宅外:61千円</p> <p>奨学金基金 H14年度末 3,000千円</p>	なし	<p>奨学資金貸付事業 豊町奨学資金貸付基金の管理に関する規則に定められた者(豊町に生活の根拠を有する者,修学意欲の旺盛な者,家庭の事情により在学が困難な状況にある者)に対し,学資の一部を貸付けする。 貸付限度額 高校奨学金:月額30千円(8月は支給しない) 大学奨学金:月額50千円(8月は支給しない)</p> <p>奨学生が学校を卒業後に豊町に帰町し,未償還金がある場合には,在任年数に応じて,償還年賦額を免除している。(14年度からの貸付者については廃止)</p> <p>奨学資金貸付基金 H14年度末 26,686千円</p>	<p>町制度は廃止する。 ただし,合併時,既に貸与を受けている者については,在籍校を卒業するまでは現行のとおりとする。</p>
(ウ)学校給食									
実施形態	内容	完全給食(小学校36校):パン又は米飯,牛乳,おかず ミルク給食(小学校1校,中学校19校):牛乳のみ	完全給食(小学校7校,中学校3校(組合立1校含む)):パン又は米飯,牛乳,おかず	完全給食(小学校5校(組合立1校含む。),中学校2校):パン又は米飯,牛乳,おかず	完全給食(小学校2校,中学校1校)	完全給食(小学校5校,中学校1校):パン又は米飯,牛乳,おかず	完全給食(幼稚園1園,小学校1校,中学校1校):パン又は米飯,牛乳,おかず	完全給食(幼稚園1園,小学校1校,中学校1校)	当面,現行のとおりとする。
調理方式	内容	自校調理(小学校36校)	共同調理(小学校7校,中学校3校(組合立1校含む。))	共同調理(小学校5校(組合立1校含む。),中学校2校)	共同調理(小学校2校,中学校1校)	自校調理(小学校5校,中学校1校)	共同調理(学校給食センター)	共同調理	
単価	内容	普通給食1食当たり 小学校:210円	普通給食1食当たり 小学校:210円 中学校:245円	普通給食1食当たり 小学校:200円 中学校:240円	普通給食1食当たり 小学校:240円 中学校:260円	普通給食1食当たり 野路中切小,安登小, 野路東小,内海小:220円 三津口小:240円 中学校:260円	普通給食1食当たり 幼稚園:200円 小学校:200円 中学校:240円 (H15年度2学期改正)	普通給食1食当たり 幼稚園:240円 小学校:240円 中学校:270円	
米飯給食の実施状況	内容	週2回実施	週3.5回実施	週3.5回実施	週3回実施	週2回実施: 野路中切,安登,三津口,内海 小学校 週3回実施:野路東小学校 週2.5回実施:安浦中学校	週3回実施	週3回実施	
(工)社会見学等									
修学旅行	内容	小学校:隣県(山口他) 中学校:中九州又は京阪神	小学校:京阪神方面 中学校:京阪神	小学校:京阪神方面 中学校:京阪神又は沖縄方面	小学校:隣県(山口) 中学校:京阪神	小学校:京阪神 中学校:東京	小学校:京阪神 中学校:北九州	小学校:関西方面 中学校:北海道礼文島	呉市の制度に統一する。 ただし,地域の実情を考慮し,実施していくこととする。
社会見学	内容	小学校3年生が施設等の見学を実施 企業見学等を実施	各小学校において施設等の見学を実施	各小学校において施設等の見学を実施	町内公共施設及び企業見学 町外企業等の施設見学	小学校全学年が施設等の見学を実施 企業見学等を実施	なし	小学校生徒の施設等見学 中学校生徒による企業等体験学習	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
青少年海外派遣研修	内容	対象:中学校1年~高校3年 募集定員:30人 選考方法:作文,面接,抽選 費用:1/2個人負担 状況:抽せんの場合が多い。	なし	なし	なし	場所:オーストラリア,カナダ 対象:中学校1年~高校3年 募集定員:13人 方法:抽せん 費用:1/2個人負担	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
教職員研修等	内容	教職員研究発表大会(全教職員) 呉市教委主催研修 呉市立教育研究会 人権教育(学校における保護者啓発)	音戸町教育研究会	小学校教育研究所 中学校教育研究所	学校公開研究発表 人権教育 (保護者啓発含む。)	安浦町教委主催研修 安浦・川尻小学校教育研究会 校長会と教育委員会の共催による学校運営研修 教育委員会主催による授業研究研修(教頭,教務主任対象) 情報教育推進委員会によるパソコン研修	豊浜町教育研究推進協議会	町教委主催研修	呉市の制度に統一する。

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案	
中項目										
小項目										
事務事業等										
(オ)私学助成										
私立幼稚園就園奨励費補助	対象	私立幼稚園に通園している満3才児及び3～5才児の入園料、保育料の減免を行う私立幼稚園の設置者				(呉市に同じ)			呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
	補助限度額	個人住民税非課税世帯又は生活保護世帯	第1子:136,800円 第2子:178,000円 第3子:220,000円			第1子:118,400円 第2子:154,800円 第3子:190,900円				
		個人住民税所得割非課税世帯	第1子:104,200円 第2子:155,000円 第3子:207,000円			第1子:90,200円 第2子:135,000円 第3子:179,700円				
		個人住民税所得割8,800円以下の世帯	第1子:79,900円 第2子:138,000円 第3子:197,000円	(呉市に同じ)	なし	なし	第1子:69,100円 第2子:121,200円 第3子:172,000円	なし		なし
		個人住民税所得割102,100円以下の世帯	第1子:56,100円 第2子:122,000円 第3子:187,000円				第1子:48,600円 第2子:106,600円 第3子:163,400円			
内容	支給額は、幼児(満3才児及び3～5才児)一人当たり世帯構成員中、2人以上に所得がある場合は、父及び母の町・市民税の所得割額の合計額				支給額は、幼児(3～5才児)一人当たり世帯構成員中、2人以上に所得がある場合は、父及び母の町・市民税の所得割額の合計額					
私立幼稚園振興事業補助	対象	呉市私立幼稚園協会				私立幼稚園 2施設			呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
	補助対象	備品購入及び研修事業 保護者負担軽減事業 園児健康管理事業	なし	なし	なし	備品購入事業 施設修理,工事関係事業	なし	なし		
	補助額	は予算の範囲内で定める額 は複数園児一人年額24,000円				@360,000円×2園				
私立学校振興事業補助	対象	私立高等学校を設置している学校法人	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
	補助対象	施設,設備整備事業								
	補助額	予算の範囲内で定める額								
外国人学校就学助成補助	対象	外国人学校の設置者が行う授業料減免	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。	
	補助額	授業料の1/2を限度								
(カ)学校保健体育振興										
心の健康相談	内容	カウンセラー,相談員の全中学校への配置やメンタルフレンドの派遣を行い,生徒等の悩み相談を受け,ストレスを和らげる役割を果たす。	中学校のみ相談室を設置	心の教育相談室設置(相談員2名)	なし	カウンセラーを中学校に配置し,生徒等の悩み相談を受け,ストレスを和らげる役割を果たす。	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
ぜんそく対策林間学校開設	内容	小学校4～6年生の希望者を対象に,4泊5日の林間学校を開設	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。	
各種大会・記録会の開催	内容	小学校 水泳記録会 5,6年生対象,11種目 小学校陸上記録会 5,6年生対象,15種目 中学校 総合体育大会:中学校全体で13種目の競技会 新人大会,市民体育大会並びに夏季選手権大会等は13種目で開催 高等学校 総合体育大会:高校生対象で16種目の競技会	小学校 4～6年生,5種町連合体育大会:5,6年生対象	児童体育記録会 (小学校5,6年生対象)	小学校 記録会(5年生以上4種目)	小学校 安浦町・川尻町陸上記録会(5,6年生対象,7種目の競技会) 中学校 中学校体育連盟大会 豊田郡竹原市夏季大会(11種目の競技会) 豊田郡竹原市秋季大会(11種目の競技会) 南部地区春季大会(11種目の競技会) 南部地区夏季大会(11種目の競技会)	小学校 陸上記録会(5,6年生(豊町と共同)) 中学校(陸上・剣道・バレー) 南部地区春季体育大会,南部地区夏季体育大会,豊竹夏季体育大会,豊竹秋季体育大会,県選手権大会予選,竹原駅伝,郡ロードレース,大崎上島駅伝,英語暗唱大会,豊竹創作ダンス発表会	小学校 陸上記録会,水泳記録会	呉市の制度に統一する。	
(キ)教員住宅										
教員住宅	内容等	なし	なし	倉橋町教育委員会に所属する学校教職員の居住のための教職員住宅を設置。 上河内教員住宅外7施設(内入居1施設)	蒲刈町内の小・中学校に在職する教職員及びその家族に使用させるための教員住宅を設置。 向教員住宅第1外7施設(内入居7施設)	なし	豊浜町内の幼稚園・小・中学校及び学校給食センターに在職する教職員及びその家族に使用させるための教員住宅を設置。 豊浜中学校教職員住宅外3施設(すべて入居)	豊町の小・中学校に在職する教職員及びその家族に使用させるための教員住宅を設置。 豊中学校教員住宅外7施設(内入居3施設)	教員住宅施設等は呉市に引き継ぎ,維持管理・整備に努める。	

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案	
中項目										
小項目										
事務事業等										
イ 社会教育										
(ア)生涯学習の推進										
生涯学習推進機関	名称	呉市生涯学習推進協議会 呉市生涯学習推進本部	公民館学級連絡協議会	なし	なし	安浦町生涯学習推進本部 (財)安浦町生涯学習振興財団	なし	豊町文化協会	呉市の制度に統一する。	
	事業内容	生涯学習情報誌の発行 行政・民間・大学等の講座、イベント等多様な生涯学習関連事業を掲載 年6回、偶数月発行	公民館学級:42学級 消費者啓発講座 子育て教室	公民館教室(12) 歴史大学等のセミナー 体験学習 芸術公演会 生涯学習カレンダーの発行	パソコン教室 英語暗唱大会(ワンダフルイギリス) 英語指導助手によるレディースクール(女性を対象としたJET青年による英会話教室)の実施 4区へ社会教育推進協議会を設立	生涯学習財団 生涯学習講座及び講演会 生涯学習情報提供(たより・冊子など) スポーツ教室 公演会(コンサート等) 国際交流講座 きらめきデーの開催	パソコン教室 カラオケ教室 英会話教室	文化センターにおいて各種教室を開催		
教育施設等開放	名称	高等教育機関等連携事業	音戸高等学校定時制生涯教育学習講座	なし	なし	なし	なし	学校施設開放	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
	事業内容	地域にある高等教育機関等の持つ教育機能や教育資源を地域住民のために提供してもらい住民の学習機会の拡充・充実を図る目的で開催 実施校:3校 講座内容: 一般教養,専門知識・技術	毎週各曜日2時間 エッセイと自分史講座 絵画講座 やさしいワープロ講座	なし	小・中学校の施設開放	なし	なし			
(イ)青少年教育の推進										
子ども会指導者・青少年団体指導者等育成	内容等	団体リーダー研修会 青年を対象に宿泊研修等を実施 企業体青年指導者研修会 企業内や地域の青年リーダーを養成するため、宿泊研修等を実施	音戸町子ども会連合会役員と育成者及び5年生を対象に毎年1回江田島青年の家でインリーダー研修を実施	江田島青年の家等の指導者研修を実施	なし	町子連野外研修(野外キャンプ研修) 小学生・ジュニアリーダー・育成者対象に実施 青少年宿泊研修 小学4年～6年・ジュニアリーダー対象にレクリエーション技能の研修等を実施	なし	地区別に育成指導を依頼 グランドゴルフ大会の実施	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
成人式(祭)	対象	当該年度に20歳になる者	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	当該年度同学年方式	呉市の制度に統一する。	
	実施日	毎年1月第2日曜日			毎年8月15日		毎年1月4日	毎年1月3日		
	実施方法	教育委員会の直営			(呉市に同じ)		(呉市に同じ)	(呉市に同じ)		
青少年団体への助成	子ども会	内容等	団体数:54 補助額: 連合会へ500,000円/年	団体数:8(小学校区単位) 補助額: 連合会へ270,000円/年	団体数:4(小学校区単位) 補助額:合計40,000円/年	団体数:3(小学校区単位) 補助額:81,000円/年	団体数:24(地域単位786人) 補助額:360,000円/年	豊浜町子ども会育成連絡協議会 団体数:1 補助額:30,000円/年	団体数:8 (小学校区単位及び各分区) 補助額:240,000円/年	呉市の制度に統一する。 補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。
	青少年問題協議会	内容	地域ぐるみで青少年の健全育成活動を推進するため、地区の青少年関係機関、団体との連携を図る。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	青少年育成市町村民会議	内容等	呉の子どもを守る会議	青少年育成音戸町民会議 補助額:350,000円	青少年育成倉橋町民会議 補助額:80,000円	青少年育成蒲刈町民会議	青少年育成安浦町民会議 補助額:750,000円	豊浜町青少年育成町民会議	豊町青少年育成町民会議	呉市の制度に統一する。
	地域青少年団体等	内容等	ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会 補助額:150,000円	なし	なし	スポーツ少年団に対する補助 補助額:年81,000円以内 スポーツ少年団の県団体への登録料補助:年10,000円	町スポーツ少年団 補助金:405,000円	豊浜町青年団 団体数:1 補助金:100,000円/年 活動内容:県スポーツ大会・町内各大会参加、福祉祭り手伝い、カーブミラー清掃 スポーツ少年団への支援 ・豊島マリキッズ(少年野球) 30,000円/年 ・剣道スポーツ少年団(大浜剣児会) 30,000円/年	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。
	P T A	内容等	団体数:小・中学校56団体 補助額:連合会へ60,000円 高校補助なし	団体数:小・中学校(9団体) 補助額:連合会へ243,000円	団体数:小・中学校(6団体) 補助額:64,000円(合計)	蒲刈町P T A 連合協議会 補助額:162,000円(1団体)	安浦町P T A 連合会 補助額:162,000円(1団体)	P T A 連合会(小・中学校) 補助額:150,000円(1団体)	豊町P T A 連合会 補助額:32,000円	呉市の制度に統一する。 補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。
	各種イベント・教室等の開催	内容	こどもまつり 補助額:400,000円	ちびっこフェスティバル 子ども会連合会が主催	チャレンジ教室(月1回)	ホームT V地球派塾の共催 学校5日制対応事業	クリスマスライブ(青少年育成安浦町民会議主催) 子どもふれあいエコ活動 補助額:270,000円	なし	なし	各町の事業が引き続き実施できるように調整していく。

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
(ウ)健全な社会環境づくりの推進									
意識啓発等	内容	社会を明るくする運動 運動期間:7/1~7/31 内容:決起大会,講演会など 青少年健全育成強調月間 内容:青少年の善行等の市長表彰,優良青少年補導員表彰,講演会等	なし	なし	全国青少年健全育成強調月間 期間:11/1~11/30 内容:交通マナー運動の実施, 町広報紙による啓発活動	青少年育成強調月間(11月) 街頭啓発活動	女性会と教育委員会連携 「豊浜っ子と心を結ぶ愛の一声 運動」キャラバン隊実施	社会を明るくする運動 運動期間:7/1~7/31 内容:各施設訪問要請,のぼり 旗等PR(町民課)	呉市の制度を適用又は呉市の 制度に統一する。
青少年補導員	設置基準・人数	自治会単位・1,688人	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
	活動内容	地区補導(地域環境の点検・浄 化活動)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
青少年指導センター	設置場所	学校安全課内	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
	事業内容	街頭補導 青少年相談(電話・来所)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
	相談費用	無料	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。

大項目	中項目	小項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
(9)人権行政	ア 人権行政	(ア)人権対策								
	組織, 附属機関	内容	市の意思決定機関として「呉市人権行政委員会」, 附属機関として「呉市人権施策審議会」を設置	音戸町人権行政委員会 音戸町人権政策協議会	人権政策協議会を設置(H14)	なし	人権推進の総合的な推進を図るため「安浦町人権推進協議会」を設置	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	同和対策	内容	ハード面での残事業なし 部落解放同盟の3支部に対して4,824千円を補助 個人給付事業は就労対策としての修業資金のみ	ハード面での残事業なし 次の3団体に対して補助 五地区連合同士志会: 1,944千円 部落解放同盟: 900千円 部落解放運動連合会: 900千円 個人給付事業は就労対策としての修業資金のみ	ハード面での残事業なし 個人給付事業は就労対策としての修業資金のみ 新規なし	部落解放同盟の2支部に対して200万円(H15年)を補助	ハード面での残事業 地区道路改良 墓地移転 部落解放同盟安浦支部補助金:150万円	ハード面での残事業なし 部落解放同盟豊浜支部に対して250万円を補助 個人給付事業は就労対策としての修業資金のみ	ハード面での残事業なし 部落解放同盟の1支部に対して200万円を補助 個人給付事業は実施	合併時まで調整を図っていく。
	隣保館	内容	隣保館を設置(3地区,3館) 地域及び周辺地域のコミュニティづくりと人権問題解決のための事業を推進する。 (正規職員2名/館で対応)	隣保館を設置(1地区) 地域及び周辺地域のコミュニティづくりと人権問題解決のための事業を推進する。	なし	隣保館を設置(1地区)	隣保館を設置(1地区) 地域及び周辺地域のコミュニティづくりと人権問題解決のための事業を推進する。	隣保館を設置(1地区) 地域及び周辺地域のコミュニティづくりと人権問題解決のための事業を推進する。	なし (教育集会所1館)	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 施設については現行のとおり引き継ぐものとする。 人員配置については、合併時までに調整を図っていく。
	共同作業所	内容	仁方地区に1か所設置 地域住民の職業訓練の充実及び職業の安定を図る。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
	人権相談	内容	「呉市人権擁護委員会」に相談事業を委託 人権擁護委員2名が毎月第2・4月曜日,10~16時,市民の人権に関する相談に対応	「音戸町人権擁護委員協議会」に相談事業を委託 人権擁護委員が毎月第2火曜日,10~15時,町民の人権に関する相談に対応(行政相談と併せて開催)	人権擁護委員4名が交代で,毎月第2火曜日,10時~15時,町民の人権に関する相談に対応	年3回(6・8・12月)人権相談所開設(呉務局蒲刈町人権擁護委員2名が相談に対応)	呉市人権擁護委員会安浦川尻支部に相談事業委託 人権擁護委員4名が年2回,町民の相談に対応	人権擁護委員2名が年2回 10:00-15:00 住民の相談に対応	人権擁護委員2名が年2回 10:30-15:30 住民の相談に対応	呉市の制度に統一する。 ただし、人権相談は、町地域においても実施する方向で調整していく。
	人権擁護委員の推薦	内容	人権擁護委員法第6条第3項により,人権擁護委員の候補者の推薦を行う。 任期:3年 委員数:15名 「呉市人権擁護委員協議会」に補助金を支出	(呉市に同じ) 委員数:4名 「呉市人権擁護委員音戸倉橋部会」に補助金を支出(6万円)	人権擁護委員法第6条第3項により,人権擁護委員の候補者の推薦を行う。 任期:3年	人権擁護委員法第6条第3項により,人権擁護委員の候補者の推薦を行う。 任期:3年	人権擁護委員法第6条第3項により,人権擁護委員の候補者の推薦を行う。 任期:3年	人権擁護委員法第6条第3項により,人権擁護委員の候補者の推薦を行う。 任期:3年	人権擁護委員法第6条第3項により,人権擁護委員の候補者の推薦を行う。 任期:3年 委員数:2名	呉市の制度に統一する。
	人権尊重企業連絡協議会	内容	呉市人権尊重企業連絡協議会 人権尊重に関する研修会の実施,企業内研修への助言・指導,各種講演会等への参加,研修資料の配付等の活動を実施 呉地区に事業所を置く各企業者,業者団体で本会の趣旨に賛同するもの及び呉市,呉商工会議所をもって組織され,平成15年3月末現在の会員数は173	なし	なし	なし	安浦町人権問題企業連絡協議会(24企業)	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案	
中項目										
小項目										
事務事業等										
(イ)人権啓発										
啓発事業	内容	市民・企業・行政職員等を対象とした研修会に講師を派遣 人権啓発リーフレットを作成・配布 人権啓発ポスター・カレンダーを作成・配布 人権展開催 テレビ・ラジオ広報 「世界人権宣言」呉実行委員会と共催して、講演会・研究集会開催	住民学習会の実施 人権講演会の開催	なし	なし	ポスター等による啓発 12月の人権週間には物品配付 啓発広報	世界人権宣言安浦実行委員会と共催し人権展開催	児童生徒による「人権啓発ポスター・標語募集」 人権カレンダー標語集を各世帯に配布 人権意見発表会	児童生徒による「人権標語」 人権週間中に人権啓発・街頭活動 広報紙・有線テレビを利用 人権カレンダーを作成、配布 人権講演会開催 人権パネル展示	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
人権教育推進事業	内容	人権教育推進市町村事業補助金(国費): 保育所、小・中学校の保護者及び各地区の住民を対象とした人権学習の講師に講師謝金を支給する。 人権啓発ポスター・絵画展	人権教育推進市町村事業補助金(国費) 小・中学校の保護者及び各地区の住民を対象とした人権学習の講師に講師謝金を支給する。	なし	なし	なし	人権教育推進市町村事業補助金(国費) 啓発パンフレットの作成 全町民を対象とした人権映画会の開催 小・中学校の保護者及び各地区の住民を対象とした人権学習の講師に講師謝金を支給する。	人権教育推進市町村事業補助金(国費) 人権教育研修の開催 人権問題講演会の開催 地域住民参加交流促進事業	(呉市に同じ)	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
教育集会所事業	内容	教育集会所を市内3カ所に設置し、次の事業を実施する。 地域住民の自主的かつ組織的な社会教育活動の促進に関すること 児童生徒の学習指導及び生活指導に関すること 青少年、成人の教養及びレクリエーションその他文化に関すること その他、社会教育振興のための施設として、その使用に関すること	教育集会所を町内3カ所に設置し、次の事業を実施する。 児童生徒の学習指導及び生活指導に関すること 青少年、成人の教養及びレクリエーションその他文化に関すること その他、社会教育振興のための施設として、その使用に関すること	教育集会所を町内2カ所に設置しているが、ソフト面での事業展開はしていない。	教育集会所を町内1カ所に設置	教育集会所を町内1カ所に設置	教育集会所を町内1カ所に設置	なし	教育集会所を町内1カ所に設置し、次の事業を実施する。 地域住民の自主的かつ組織的な社会教育活動の促進に関すること 児童生徒の学習指導及び生活指導に関すること 青少年、成人の教養及びレクリエーションその他文化に関すること その他、社会教育振興のための施設として、その使用に関すること	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。 施設については現行のとおり引き継ぐものとする。
人権教育・啓発推進連絡協議会	内容	呉市人権教育・啓発推進連絡協議会 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、市民のすべてが様々な人権問題を正しく認識し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう、必要な人権教育・啓発活動事業を推進していくことを目的とする。 各地区自治会連合会単位で設置した各地区人権教育・啓発推進協議会相互の連絡提携を図りながら研修会、講演会開催等の事業を実施 事務局は市民部人権センター 人権啓発室	なし	「町民学習実行委員会」で住民学習を実施	なし	なし (社同教廃止)	なし	なし	豊町社会啓発推進委員 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、町民のすべてが様々な人権問題を正しく認識し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう、必要な人権教育・啓発活動事業を推進していくことを目的とする。 町から個別にお願いし、町の社会啓発に自主的に協力してもらう目的でやっている。	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案	
中項目										
小項目										
事務事業等										
(10)男女共同参画施策										
ア 男女平等意識の確立										
男女平等意識の醸成	内容	くれ男女共同参画セミナー 人材養成のための講座の開催 男女共同参画社会づくり講演会 男女共同参画社会づくり情報紙「アンサンブル」(啓発紙)の作成(年1回) 職員男女共同参画セミナー 職員研修の充実 「くれ男女共同参画推進条例」の制定(H13.12.21施行) 呉市男女共同参画推進審議会の設置 男女共同参画基本計画の策定(H15.3策定)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	同和教育と同時に実施 女性会等の講演	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
イ あらゆる分野における男女共同参画の促進										
政策・方針決定への参加の促進	内容	審議会等委員への女性の登用について全課依頼	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
地域活動・住民活動等への参加の促進	内容	女性団体等のネットワークづくりの促進・ネットワーク交流会 女性団体・グループへの情報提供	なし	なし	各区女性会補助全員相互の連携を図り学習を進めるための事業者補助	女性団体へ情報提供	なし	女性会の育成・強化	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
	活動の場	なし			各集会所など:研修会,講座の開催交流会の実施	なし		補助金の交付		

大項目	中項目	小項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
(11)コミュニティ振興	ア	コミュニティ組織	<p>自治会の組織 呉市自治会連合会(1) 地区自治会連合会(21) 単位自治会(354) 呉市交通安全推進協議会連 合会 市内全域を対象とした街頭指 導等の実施により交通安全意 識の高揚を図る連合会 団体数:1 補助額:3,578,000円 呉交通安全協会 市内全域を対象とした交通安 全教室等の実施により交通安 全思想の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:7,909,991円 (ただし、交通安全教育指導員 活動費として) 女性連合会 団体数:1 補助額:400,000円</p>	<p>各区の組織 町内14区 女性会連合会 団体数:1 補助額:270,000円 敬老会 補助額:4,330,500円 (1,500円×2,887人) 音戸倉橋交通安全協会への 助成 設置単位:音戸、倉橋両町域を 対象とした交通安全教室等の 実施により交通安全思想普及・ 高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円</p>	<p>各区の組織 町内23区 青少年健全育成関係 ・青少年健全育成連絡協議会 ・子ども会 ・母親クラブ ・PTA 以上、「福祉(キ 青少年健全育 成)」「教育」の項参照 女性、高齢者関係 ・女性会 ・老人クラブ 以上「男女共同参画施策」 「高齢者福祉」の項参照 ・学区体育団体 ・学区体育団体 以上「教育」の項参照 音戸倉橋交通安全協会への 助成 設置単位:音戸、倉橋両町域を 対象とした交通安全教室等の 実施により交通安全思想普及・ 高揚を図る団体 団体数:1 補助額:160,000円 負担金:140,000円(街頭配布物)</p>	<p>常会等の組織 蒲刈町区長会(1) 地区組頭・常会長会(4) 単位組頭・常会(54) 蒲刈町交通安全協会への助成 内容: (呉交通安全協会と同じ) 団体数:1 補助額:108,000円 女性会 団体数:4 補助額:680,000円</p>	<p>自治会の組織 安浦町自治会連合会(1) (会長:1名,副会長:3名) 単位自治会(46) 安浦町交通安全推進協議会 町内における交通の環境整備 及び交通事故の防止を図る。 広交通安全協会安浦支部へ の助成 安浦町と協同で街頭指導を行 い、交通安全思想の普及・高揚 を図る。 団体数:1 補助額:162,000円 女性連合会 団体数:1 補助額:400,000円</p>	<p>自治会の組織 集落(6)各集落ごとに正副区 長を選出し活動を行う。 木江地区交通安全協会 木江警察署管内の交通安全教 室等の実施により交通安全思 想の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円 木江地区交通安全協会豊浜 支部 団体数:1 補助額:50,000円 豊浜町女性会連合会 団体数:1 補助額:300,000円</p>	<p>自治会の組織 豊町連合町内会(1) 単位町内会(4) 木江地区交通安全協会 木江警察署管内の交通安全教 室等の実施により交通安全思 想の普及・高揚を図る団体 団体数:1 補助額:300,000円 木江地区交通安全協会豊支 部 補助額:135,000円 女性会 補助額:905,000円</p>	<p>呉市の制度に統一する。 ただし、団体補助金につい ては、経過措置をとる方向で 調整していく。</p>
	イ	コミュニティ活動に対する支援	<p>自治会連合会事業補助 対象:呉市自治会連合会の活動 に要する経費 補助額:2,700,000円以内</p>	<p>各区のコミュニティ振興活 動に要する経費 補助額:1,005,000円 各区のボランティア活動の ための傷害保険 1,000,000円/年</p>	なし	なし	補助額:2,609,000円	なし	<p>町内会連合会補助 補助額:856,000円 事務費分:100,000円 自治会保険掛金分: 555,000円 防災の日関係経費分: 161,000円 白方公園トイレ汲取り分: 40,000円 町内会連合会補助 (各自治会分) 補助額:3,600,000円</p>	<p>呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。</p>
		町内会・自治 会への助成	<p>自治会等に支払われる報酬・手数料 等</p>	<p>(1)報酬等(14区合計) 出張所長報酬: 9,408,000円/年 区長謝金:1,204,000円/年 (2)その他(14区合計) 区長会研修補助: 448,000円/年 出張所燃料費:53,000円/年 通信運搬費:14,000円/年 土地借上:252,000円/年</p>	<p>(1)報酬等 出張所長報酬: 16,234,000円/年(23人) (2)手数料等 県広報の配布:県支給額 税金の徴収: 徴収率による。</p>	<p>区長等の報酬あり 区長(4):100,000円/月 常会長・組頭(54): 50,000円/年</p>	<p>自治会活動費補助金: 3,557,600円 (800円×4,447世帯)</p>	<p>正副区長と役員への報償費 区長 小野浦区長 150,000円 内浦区長 100,000円 山崎区長 90,000円 大浜区長 95,000円 立花区長 85,000円 齋区長 80,000円 副区長 各副区長 50,000円×7名 組長 各組長 38,000円×63名 補助金 対象:区長会の研修に要する経 費 補助額:100,000円(H15年度予 算)</p>	<p>町内会連合会補助360万円を 平等割各町内会10万円、320万 円を人口により按分して各町 内会に配分し、役員報酬の一 部に充当 豊町連合町内会補助金(活 性化事業分)盆踊り、祭など 町内の活性化に対する事業に 対して、連合町内会補助200万 円を人口により按分して各 町内会に配分</p>	<p>呉市の制度に統一する。</p>
		区コミュニ ティ交流協議 会への助成	なし	なし	なし	<p>地域住民の連携及び強調性を 養い、活力ある地域づくりを推 進する。 区単位 4 社会教育推進協議会 補助額:1,132,000円</p>	<p>町内各地域団体の連絡調整 団体 90 安浦町コミュニティづくり推 進協議会 補助額:122,000円</p>	なし	<p>コミュニティ事業助成 (花いっぱい運動) 分区分単位 大長3,御手洗1,沖友1 補助額:500,000円</p>	<p>補助金については、内容を 精査したうえで、経過措置も 検討していく。</p>
		民生委員・児 童委員協議会 への助成	<p>原則として、自治会、支所区域 22</p>	<p>町全域 1 1,980,000円 (報償費:民生委員謝礼金)</p>	<p>町全域 1 120,000円(H15年度)</p>	<p>町全域 1 予算の範囲内で運営費補助 243,000円(H15年度)</p>	<p>町全域 1 270,000円(H15年度)</p>	<p>町全域 1 予算の範囲内で事業補助 500,000円(H15年度)</p>	<p>町全域 1 455,000円(H15年度)</p>	<p>呉市の制度に統一する。 (町地域に地区民協を設置す る。)</p>

大項目	中項目	小項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
		事務事業等								
	保護司会への助成	名称(所属)	呉地区保護司会	江田島地区保護司会(音戸支部)	江田島地区保護司会(倉橋支部)	呉地区保護司会(蒲刈支部)	豊田地区保護司会	大崎地区保護司会	大崎地区保護司会	呉市の制度に統一する。ただし、各町の保護司会補助金等については、内容を精査の上、必要があれば3年程度の経過措置を検討する。
		保護司数	106人	7人	5人	3人	5人	2人	5人	
		補助金及び負担金額(H15年度)	200,000円	33,000円/年	なし	6,000円(呉地区保護司会負担金)	100,000円	40,000円	170,000円/年	
	公衆衛生推進協議会への助成	設置単位	呉市公衆衛生推進協議会を組織し、自治会単位に単位団体を組織(21地区)	町全域	町全域	町全域	町全域 46地域52名の委員(自治会より推せん)	町全域	町全域(町内4地区及び女性会から選出) 18名で組織	呉市の制度に統一する。ただし、補助金については、内容を精査したうえで、経過措置も検討していく。
		団体数	1(呉市公衆衛生推進協議会)	1	1	1	1	1(豊浜町公衆衛生推進協議会)	1	
		補助額	補助金なし 業務委託: 1,703,100円(H15年度)	予算の範囲内で事業助成 公衆衛生推進協議会 補助額:950,000円(H15年度) 地区衛生推進協議会 補助額:150,000円(H15年度)	予算の範囲内で事業助成 補助額:40,000円(H15年度)	216,000円(H15年度)	405,000円(H15年度) 献血友の会 (安浦町公衆衛生推進協議会の部会:献血事業の推進を図る) 162,000円(H15年度)	300,000円(H15年度)	302,000円(H15年度)	
	防犯組合への助成	設置単位	市内全域を対象としている呉市防犯連合会	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織	木江警察署単位に連合会を組織している。	各警察署単位に連合会を組織し、下部組織として各地域、団体ごとに単位団体を組織	呉市の制度に統一する。ただし、団体運営補助については、経過措置をとる方向で調整していく。
		団体数	1	14	連合組織:23	1	1	1	1	
		補助額	4,757,000円(H15年度)	連合会に対し、予算の範囲内で事業助成。暴力追放団体に補助している。 H15:120,000円	連合会に対し、予算の範囲内で事業助成。暴力追放団体に補助している。 H15:120,000円	広警察署管内防犯組合連合会負担金:43,000円	広警察署管内防犯組合連合会負担金:170,000円	木江警察署防犯組合連合会補助額:210,000円	木江警察署管内防犯組合連合会補助 255,520円(H15年度)	

ウ まちづくりボランティアの総合支援の推進(例:ボランティア人材バンクの設置など)

情報紙の発行	内容	市民啓発、情報提供、活動機会の提供、活動報告などを掲載した情報誌「呉ボランティア情報」を年10回発行 発行部数:12,500部 各戸回覧及び企業、学校、公共施設、ボランティア団体に配布	なし	呉市の制度を適用する。						
ボランティアリーダー研修	内容	6回シリーズで開講 ボランティア団体のリーダーやリーダーになることを希望する市民を対象に開催	なし	呉市の制度を適用する。						
くれボランティア・NPO支援センター	内容	NPOに企画・運営を委託 市内外で社会的な課題に自主的に取り組むボランティア団体、市民活動団体または活動に関心のある市民に情報提供や活動を行う拠点 開館:水・木・金・土 時間:10:00~19:00	なし	呉市の制度を適用する。						
社会福祉協議会ボランティアセンター	内容	ボランティア団体の活動拠点や情報交換の場を提供するため、ふれあい会館内にボランティアセンターを設置している。 ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人を結び付ける。 ボランティアに関する情報提供等	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。						
キッズボランティアスクール	内容	4回シリーズで開講 小学生を対象に、ボランティア活動を実践している人を講師に招き開催し、児童の自主性、自発性を育成するとともに、ボランティア活動を小学生にとっても身近なものとする。	なし	呉市の制度を適用する。						
ボランティア情報ホームページ	内容	NPOに制作・管理を委託 ボランティアに関する情報をホームページを通して公開する。	なし	呉市の制度を適用する。						

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案	
中項目										
小項目										
事務事業等										
エ コミュニティ施設(会議・集会施設)の整備										
市・町設置施設等	文化ホール・センター	1施設	1施設	なし	なし	1施設	なし	1施設	現行のとおり、施設を呉市に引き継ぐ。	
	公民館	13館	1館	2館	なし H15.9 蒲刈町公民館条例制定 (向支所に併設)	4館(町民センター1,分館2,図書室1)	なし	1館		
	福祉センター	設置数	なし	1施設	なし	なし	1施設	なし	各町の施設は呉市が引き継ぐ。 施設の位置付け、管理方法等については、利用実態、類似施設の配置状況を勘案した上で、引き続き検討する。 (自治会集会所は、自治会へ無償貸与する。)	
	老人集会所	設置数	32館	9館	12館	4館	6館	6館		
		施設内容	集会所等	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)		
	老人いきいの家	設置数	1館(みはらし荘2階)	1館	なし	なし	1館	なし		
	老人福祉センター	設置数	3施設	なし	1施設	なし	1施設	1施設		
規模		延べ床面積:2,149.5㎡	なし	延べ床面積:505.0㎡	なし	延べ床面積:636.89㎡	延べ床面積:2,298.45㎡			
	施設内容	相談室,集会所,教養娯楽室,研修室	なし	集会所,教養娯楽室,機能回復訓練室	なし	(呉市に同じ)	集会所,会議室,講習室,調理室,浴室など			
その他(施設名,内容など)		文化フロア 広青年教育センター	総合ケアセンターさざなみ 大浦崎会館	なし	離島開発センター 向教育集会所 隣保館 高齢者生活福祉センター	女子畑保健福祉活動センター ふれあいプラザ跡条会館 安浦町デイサービスセンター((社)広島順道会へ無償貸与) 安浦町内海ふれあい活動センター(2・3階は社協へ無償貸与)	漁民ふれあいセンター 豊島総合開発センター	なし		
自治会集会所(自治会館)	設置数	139館(自治会集会所の数)	7館 集会所:1(有清) 教育集会所:3 (北隠渡,早瀬,渡子) コミュニティ会館:3 (畑,早瀬,波多見)	12館 コミュニティホーム:7 生活改善センター:5	4館	9館	6館	3館		
	設置基準	なし	なし	おおむね単位自治会に1館	おおむね単位区に1館	なし	各集落1館	町内9地域に1館 大長5地区,久比2地区 御手洗,沖友		
	規模等	各自治会で異なる。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	各区で異なる。	150㎡以内	規模:92㎡~366㎡	各区で異なる。		
	管理運営方法	各自治会が独自に建設し,運営している。	町が国庫補助により建設し,町が管理運営	町が建設し,自治会に管理を委託	町管理	自治会に委託	自治会に委託	自治会に委託		
町内会・自治会集会所等整備補助	集会施設整備補助	対象	集会所の新築(買収含む),増改築(100㎡以内)に要する経費	町が建設し,区又は老人クラブに管理を委託(年間0~12万円) 土地は原則として地元が準備する。	なし	町が建設している。	町全額負担	備品購入に要する経費	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。  豊町補助金等交付規則による。(H3.3.28規則第3号)	
		補助額	新築(買収含む) 補助率 50㎡以内:1/2 50㎡を超えた部分:1/3 最高限度額:4,166千円 増改築 補助率:工事費の1/3 最高限度額:3,333千円							
	集会所改修事業補助	対象	集会所の修繕に要する経費	大規模な改修は町事業	なし	町において修繕	全額町負担	全額町負担		(町で実施)
		補助額	実際に要した経費の1/3 最高限度額:1,600千円							
	集会所土地借上事業補助	対象	なし	なし	なし	なし	集会所の土地借上料 実績額	なし		(全額町負担)
補助額		なし	なし	なし	なし	なし	なし	集会所借地料は地元負担とする。		
屋外掲示板設置事業補助	対象	コミュニケーションの推進や市政の広報を進めるため,自治会が新設・建て替える屋外掲示板	(呉市に同じ)	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
	補助額	実際に要した経費の1/2 最高限度額:25,000円	一律5,000円	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	

大項目	中項目	小項目	事務事業等	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
(12)文化・スポーツの振興等											
ア 文化・スポーツの推進											
(ア)文化・スポーツの振興											
文化の振興	文化振興基金	呉市の文化振興及び文化事業の円滑かつ効率的な執行を行う。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
	芸術家・芸術文化団体の育成	地元芸術家の活動発表の場 文化祭、美術展 市文化団体連合会への補助 100,000円 など	文化団体育成補助 文化協会:270,000円 音戸の舟唄保存会 :80,000円 など	文化団体連合会への補助 24,000円	蒲刈町文化協会	地元芸術家の活動発表の場 (文化祭) 文化団体連絡協議会への補助: 154,000円	文化活動(教育文化会)への補助: 230,000円	豊町文化協会へ補助: 260,000円	呉市の制度に統一する。 補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。		
文化祭の開催	内容	呉市文化団体連合会加盟団体の活動発表の場(文化祭、総合展) 県民文化祭一部門 県民文化祭呉・安芸地区大会 呉美術協会会員展 各地区公民館における文化祭、呉市美術公募展	文化活動の発表の場 文化祭 作品展:絵画、書、陶芸など 芸能祭:コーラス、フォークダンス、三味線など 高齢者作品展 公民館まつり 公民館で活動している団体・グループの発表	文化活動の発表の場 文化祭 作品展:絵画、書、陶芸など 芸能祭:コーラス、フォークダンス、三味線など 高齢者作品展 公民館まつり 各公民館で活動している団体・グループの発表	文化活動の発表の場 文化祭 作品展:絵画、書、陶芸など 芸能祭:コーラス、カラオケ、太鼓、洋舞など	町内の文化団体を中心として文化活動の発表の場 町内文化祭 作品展:書、短歌、俳句、絵画、七宝焼、生花、陶芸など 芸能発表:舞踊、民謡、ダンス、コーラス、ピアノ、軽音楽など 公民館学習発表会 芸能発表:舞踊、民謡、ダンス、コーラス、ピアノ、軽音楽など	文化活動の発表の場 教育文化祭 作品展:絵画、書、盆栽、写真、手芸、生け花	文化活動の発表の場 文化祭 作品展:絵画、書、陶芸など 芸能祭:コーラス、吹奏楽、邦楽、洋舞など 高齢者作品展 高齢者の絵画、書、陶芸などの発表	呉市の制度に統一する。		
	市・町の負担	市民会館、体育館等の会場使用料を減免(無料)としている。	中央公民館・体育館の会場使用により無料	桂浜ふれあいセンター、体育館等の会場使用料を減免(無料)としている。	集会所等の公共施設を無料開放している	無料	豊島開発総合センター使用料を無料としている。	会場使用料免除			
スポーツ表彰制度	スポーツ表彰制度	呉市体育章(55歳以上、各競技団体の推薦) 体育・スポーツの向上発展に貢献された方を表彰する。	スポーツ表彰 全国大会出場等の出場者でスポーツ発展に貢献した個人、団体を表彰する。	スポーツ表彰 体育・スポーツ発展に貢献した個人・団体を表彰する。	教育文化及びスポーツ表彰 教育文化、スポーツの発展に貢献した個人、団体を表彰する(蒲刈オレンジ賞)。	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。		
	体育指導委員	体育指導委員協議会 委嘱委員数:80人以内 (現在79人) 報酬:一人当たり20,600円/年	指導委員数:12人以内 (現在12人) 報酬:一人当たり5,000円/日	指導委員数:12人 報酬:一人当たり35,700円/年	協議会はなし 委託委員数:8人 報酬:一人当たり21,200円/年	体育指導委員協議会 指導委員数:20人 報酬:一人当たり40,000円/年	豊浜町体育指導委員協議会 指導委員数:5人 報酬:一人当たり15,000円/年	体育指導委員協議会 指導委員数:7人 報酬:一人当たり15,700円/年	呉市の制度に統一する。		
スポーツ大会	スポーツ大会	市民体育大会、市体育祭 各地区町民運動会 体力テスト会、ロードレース、駅伝、ヨット教室等開催 体育振興財団主催の各種スポーツ大会	ファミリーバドミントン大会(年2回) 音戸フェスティバル(ソフトボール、バレー等) 体育協会主催で各種大会を実施 清盛スポーツクラブ(総合型地域スポーツクラブ(H15.3.30設立))主催の各種スポーツ大会(事業費5,596,000/年)	スポーツフェスティバル(毎年度春・秋競技実施) 住民のスポーツに対する意欲の向上を目的として開催する対抗競技(ソフトボール、ゲートボール、ビーチボールバレー、バレーボールなど)	さわやかオレンジロードレース 自分の体力に合わせた距離とペースで走る。 ウォークアンドグランドゴルフ 午前中はウォーキング、昼食をみんなでグランドゴルフ スポーツ大会 町民が気楽に楽しめる競技(ソフトボール、バレーボール、ビーチバレー、サッカー、グランドゴルフなど)の実施 P T A 球技大会	スポーツチャレンジデー、スポーツレクリエーションを通して体力づくりや健康増進・ふれあいなど目的とする。プログラムは5競技実施 町民体育祭(隔年実施) その他 フォークダンス教室、小学生スポーツ大会、ふれあい駅伝大会、サマーナイトウォーク、スキー教室、わくわく山歩き(毎月第4土曜日)、かもめ広場、ニューススポーツ教室等(参加は300名)	3町村共同開催のウォークラリー大会 町民運動会 スポーツレクリエーション 町体協による対抗競技(ソフトボール、ゲートボール、ソフトバレーボール、グランドゴルフ、町内駅伝等) ニューススポーツ講習会	3町村共同開催のウォークラリー大会 町民運動会 町体協によるソフトボール大会、ゲートボール大会 ふれあい!!瀬戸内スポーツクラブを設置	呉市の制度に統一する。 ただし、運営手法も含め、引き続き各大会が実施できる方向で調整する。		
	社会教育・スポーツの振興	体育協会等への補助	呉市体育協会への補助金 5,150,000円/年 下蒲刈体育協会への補助金 570,000円/年	体育協会への補助金 1,800,000円/年 清盛スポーツクラブへの補助金 5,596,000円/年(5年間)	148,000円/年	810,000円/年	町体協:900,000円/年	豊浜町体育協会への補助金 400,000円/年 活動内容:豊浜町主催で実施する駅伝大会、ソフトボール大会、ゲートボール大会等	730,000円/年	呉市の制度に統一する。 ただし、体育協会への補助金については、経過措置をとる方向で調整していく。	
学校体育施設等の開放	学校体育施設開放事業	施設:呉市立小・中学校の運動場(夜間照明設置校) 開放日:土・日を除く週3回 日没~21:00まで 実施校:小学校1校、中学校8校 照明料:2,000円/回 県立学校の開放:2校 呉三津田高校グラウンドは年間100日、広島ろう学校分校グラウンドは年間330回を上限	施設:小・中学校の屋外運動場、屋内運動場 対象:登録団体等 実施校:小学校7校、中学校3校 県立学校の開放なし	施設:小・中学校の屋外運動場、屋内運動場 対象:登録団体等 実施校:小学校4校、中学校2校 県立学校の開放あり	施設:小・中学校の運動場、屋内運動場、夜間照明施設、広高蒲刈分校体育施設(町民広場として夜間照明)	施設:小・中学校の屋内運動場等 対象:団体として使用許可を得た者 開放日:土・日曜と平日夜間等 実施校:小学校5校、中学校1校	施設:小・中学校の屋外運動場、屋内運動場等 開放日:土曜の午後、日曜日、平日の夜間等 実施校(H14年度):小学校1校、中学校1校	開放日:休校日、平日の夜間等 実施校:小学校3校(廃校含む)、中学校1校	呉市の制度に統一する。		
	学校施設目的外使用	施設:呉市立小・中・高等学校の屋内運動場、屋外運動場、教室等 実施校:呉市内の全小中学校及び市立呉高等学校 開放日:主に土・日曜日と平日の夜間 使用料及び許可基準等は呉市立学校施設使用規則による							呉市の制度に統一する。		

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案		
中項目											
小項目											
事務事業等											
(イ)歴史文化の振興											
文化財	文化財保護委員会・審議会	名称 委員数・年間開催日数	呉市文化財保護委員会 10名・1回/年	音戸町文化財保護委員会 8名・6回/年	倉橋町文化財保護審議会 5名・2回/年	蒲刈町文化財保護委員会 4名・1回/年	安浦町文化財保護委員会 4名(定員6名), 1回/年	豊浜町文化財保護委員会 5名・1回/年	豊町文化財保護委員会 5名・必要に応じて	呉市の制度に統一する。	
	文化財数	指定文化財	有形文化財 国2, 県なし, 市19 無形文化財 国・県なし, 市3 有形民俗文化財 国・県・市ともなし 無形民俗文化財 国・県・市ともなし 史跡 国なし, 県4, 市9 名勝 国なし, 県(1), 市4 天然記念物 国なし, 県(1), 市17 合計: 国2, 県5, 市52 名勝と天然記念物の県指定については, 名勝天然記念物として1件扱い (旧下蒲刈町の県指定文化財を3件追加)	有形文化財 国, 県, 町ともなし 無形文化財 国, 県, 町ともなし 有形民俗文化財 国, 県, 町ともなし 無形民俗文化財 国・県なし, 町2 史跡 国1, 国・町なし 名勝 国, 県, 町ともなし 天然記念物 国, 県, 町ともなし 合計: 国なし, 県1, 町2	有形文化財: 国1(附指定4), 県1, 町2 無形文化財: 国, 県, 町ともなし 有形民俗文化財: 国, 県, 町ともなし 無形民俗文化財: 国, 県, 町ともなし 史跡: 国なし, 県2, 町1 名勝: 国, 県, 町ともなし 天然記念物: 国, 県, 町ともなし 合計: 国1, 県3, 町3 附指定とは, 桂浜神社本殿重文指定に伴い, 本殿内の宮殿3基と棟札1枚が, それに関連する文化財であることを示す。	有形文化財: 国・県なし, 町5 有形民俗文化財: 国・県なし, 町2 史跡: 国・県なし, 町1 合計: 国・県なし, 町8	有形文化財 国なし, 県1, 町7 無形文化財 国, 県, 町ともなし 有形民俗文化財 国, 県, 町ともなし 無形民俗文化財 国, 県, 町ともなし 史跡 国, 県, 町ともなし 名勝 国, 県, 町ともなし 天然記念物 国・県なし, 町3 合計: 国なし, 県1, 町10	史跡 国なし, 県1 天然記念物 国1, 県2	県指定文化財2 県指定史跡2	町の文化財は呉市に引き継ぎ、維持管理に努める。	
		選定文化財(重伝建等)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	御手洗地区(H6年選定)	
		国登録有形文化財	国6	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
		上記のうち市・町が所有・管理する文化財数	20件	3件	1件	5件	なし	なし	なし	2件	
		指定・登録予定(時期)又は検討中の物件	旧下蒲刈町指定文化財: 4件	予定なし	予定なし	指定文化財: 1件	予定なし	なし	なし	なし	-
		文化財関係条例・規則・要項・要綱等	呉市文化財保護条例 呉市文化財保護条例施行規則 呉市文化財保護委員会規則 呉市文化財保存事業費補助金交付要綱	音戸町文化財保護条例 音戸町文化財保護条例施行規則 音戸町文化財保護委員会規則 音戸町音戸の舟唄保存会助成金交付要綱	倉橋町文化財保護条例 倉橋町文化財保護条例施行規則	蒲刈町文化財保護条例 蒲刈町文化財保護条例施行規則 蒲刈町文化財保護委員会規則	安浦町文化財保護条例 安浦町文化財保護条例施行規則 安浦町文化財保護委員会規則	なし	豊町文化財保護条例 豊町伝統的建造物群保存地区保存条例 豊町伝統的建造物群保存地区に関する施行規則 豊町伝統的建造物群保存地区保存助成金交付要綱	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
		文化財保存事業	実施中の保存事業 旧澤原家住宅応急保存修理 H15.1~H16.3	音戸清盛祭(H14.4.7) 音戸の舟唄まつり(H14.10.27)	桂浜神社本殿指定文化財管理事業: 毎年国, 県, 町の補助と所有者負担にて実施 予定なし	文化財保護推進事業 薬師堂本堂の改修(大浦区)区への補助金: 3,159千円(H15) 予定なし	なし	なし	重伝建	町から引き継いだ文化財は、維持管理に努めるものとする。	
			実施予定の保存事業 予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	重伝建		
		文化財説明板	指定文化財40件に設置 H9~H13の整備事業による。	音戸清盛祭, 音戸の舟唄の説明を記載した石碑を観光文化会館うずしお前に設置	指定文化財3件に設置 H3~H6の整備事業による。	なし	指定文化財10件に設置 設置時期は不詳	なし	なし	現行のとおり呉市に引き継ぎ、維持・管理に努める。	
	文化財保護・審議委員等連絡協議会等の負担金	呉・賀茂管内文化財保護・審議委員連絡協議会負担金 10,000円/年	(呉市に同じ) 8,500円/年	(呉市に同じ) 7,500円/年	(呉市に同じ) 8,000円/年	(呉市に同じ) 10,000円/年	(呉市に同じ) 5,700円/年	(呉市に同じ) 8,000円/年	呉市の制度に統一する。		
	文化財防火訓練の実施状況	1月に実施 対象: 旧呉鎮守府司令長官官舎, 向日原神社, 石泉文庫及塾・僧叡之墓の3か所	なし	隔年の1月に実施 対象: 桂浜神社本殿, 白華寺等	なし	年1回(1月)実施 対象: 民俗資料館	1回実施(H12年度)	年1回	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。		
	開発行為に伴う文化財取扱い事前協議件数	22件(H14年度)	1件(H14年度)	2件(H14年度)	なし	2件(H14年度)	なし	なし	-		
	冊子・パンフレット等の発行	呉の文化財 S51・H2.3, 発行部数不明 呉市の文化財探検マップ H12.3・H13.4, 計15,000部発行 呉の文化財訪ね歩き H14.10.3, 000部発行	今昔おんど(写真) H1.7.1, 500部発行 わがまちの歴史と伝説 S61.4.1, 発行部数不明 音戸の史跡と文化財 H6.11.1, 発行部数不明 わがまちの樹木 H13.4.1, 300部発行	倉橋町の史跡マップ H元から, 50,000部発行	なし	時模様 H6, 10,000部発行	なし	観光パンフレット(産業課作成) 15,000部(H14)	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。		

大項目		中項目		小項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
		事務事業等											
地域史の編さん	既刊			『呉市史』通史編 A5判,ハードカバー,箱入 第1巻:S31.3 491P,発行部数不明 第2巻:S34.5 328P,発行部数不明 第3巻:S39.12 349P,発行部数不明 第4巻:S51.3 678P,1,500部発行 第5巻:S62.3 1,148P,1,500部発行 第6巻:S63.3 1,158P,1,500部発行 第7巻:H5.3 1,297P,1,500部発行 第8巻:H7.3 751P,1,500部発行		『倉橋町史』 A5判,ハードカバー,箱入 第1巻:H3.3 (291P,1,000部発行) 第2巻:H3.4 (478P,1,000部発行) 第3巻:H9.3 (385P,1,000部発行) 第4巻:H12.3 (406P,1,000部発行) 第5巻:H13.3 (841P,1,000部発行) ○『倉橋町史調査報告』 B5判,ソフトカバー 倉橋町の建築:S64.1 (71P,1,000部発行) 倉橋町の奉納額と石造物 :H2.3 (225P,1,000部発行) 『倉橋多賀谷氏と丸子山城跡』S61.3 B5判,ソフトカバー (50P,2,000部発行)	『蒲刈町史』 自然編 通史編 民俗編 (各1,500部発行)		『安浦町史』地誌・民俗編 A5判,ハードカバー,箱入	なし	『豊町史』 資料編 本編	町史編さん事業は呉市が引き継ぐ。	
				『呉市史』資料編 A5判,ハードカバー,箱入 近世 :H11.3 608P,1,200部発行 写真集 A4変形判,ソフトカバー 『呉の歩み』:H1.3 259P,3,000部発行 『呉の歩み』:H8.3 244P,3,000部発行 『呉・戦災と復興』:H9.3 137P,2,500部発行 100周年記念出版物 写真集『呉の歩み』:H14.3 A4変形判,ソフトカバー 304P,5,000部発行 『呉の歴史』:H14.10 B5判,ソフトカバー 474P,10,000部発行 手記集『呉を語る』:H15.2 A5判,ソフトカバー 485P,3,000部発行	なし								
		発刊予定		『呉市史』資料編:7冊 A5判,ハードカバー,箱入 原始・古代・中世・自然・民俗 近代 近代 現代 海軍編 宗教編 各500~800P,1,200部発行予定 3~5年間隔で発行予定	『音戸町誌』 A4版,布クロス(背文字,金箔押し)貼箱 本文:300P 部数:6,500部(全世帯配布) H16年度完成	なし	なし	『安浦町史』通史編 H15完成	資料収集中(H15年度より)	なし			
その他の刊行物	既刊	館報入船山第1~13号		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし			
資料保存	保存場所	古文書	入船山記念館,各支所	音戸町教育委員会	倉橋町立歴史民俗資料館	蒲刈町役場	三津口分館,歴史民俗資料館	豊浜町役場	文化センター書庫等				
		近現代文書	入船山記念館,各支所,海事博物館推進室,呉市史編さん室		倉橋町立歴史民俗資料館,桂浜ふれあいセンター収蔵庫		三津口分館,歴史民俗資料館		なし				
		行政文書	本庁書庫,呉市史編さん室		桂浜ふれあいセンター収蔵庫		町役場書庫,各施設書庫		書庫(文化センター,役場)				
		写真・映像資料	入船山記念館,各支所,海事博物館推進室,呉市史編さん室		倉橋町立歴史民俗資料館		三津口分館,歴史民俗資料館		なし				
		その他資料	入船山記念館,各支所,海事博物館推進室,呉市史編さん室		倉橋町立歴史民俗資料館,長門の造船歴史館		三津口分館,歴史民俗資料館		なし				

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
イ 文化施設									
公民館	施設数	13館(おおむね1支所に1館)	1館	2館 設置基準:中央、西各1館	なし H15.9 蒲刈町公民館条例制定 (向支所に併設)	3館(町民センター、三津口分館、野路西分館)	なし	1館	現行のとおり、施設を呉市に引き継ぎ、公民館事業を実施していく。
	規模等	延べ床面積:710~3,231㎡	延べ床面積:1,429㎡	延べ床面積:3,412㎡		延べ床面積:565~3,260㎡		延べ床面積:480㎡	
内容	開館時間	8:30~22:00	8:30~21:30	9:00~22:00	なし	9:00~22:00	なし	随時	なし
	休館日	年末年始	年末年始	月曜日、国民の祝日、年末年始		12/28~1/4		なし	
公民館教室等	職員数	45人(兼任含む。)	4人	5人(兼任含む。)	なし	5人(兼任含む。)	なし	なし	なし
	受講料	1回当たり400円 定例的講座295,その他単発講座開催	定例的講座1,単発講座5,その他の講座開催	受講料:無料		受講料:無料 定例的講座2,単発的講座1,その他自主的講座60			
図書館等	施設数	3施設	1施設	1施設	1施設	1施設	なし	1施設	現行のとおり、呉市に引き継ぎ、呉市の制度に統一する。
	総蔵書数	363,124冊	11,500冊	25,433冊	5,991冊	20,553冊		約5,000冊	
内容	中央図書館	蔵書数:270,045冊 開館時間:9:30~20:00 休館日:木曜日、特別整理日、国民の祝日、5/4,年末年始 規模・構造:RC,1B5F,4,019㎡	中央公民館内図書室 開館時間:公民館と同じ 中央公民館に併設	倉橋町立図書館 開館時間: 10:00~18:00(火~金曜日) 9:00~17:00(土・日曜日、文化の日、こどもの日) 休館日:月曜日(こどもの日、文化の日を除く)、祝日、年末年始、月末日 規模・構造:鉄筋3B2F,330㎡	役場内図書室にて開放(月2回)	図書室(公民館駅前分館) 開館時間:9:30~17:30 休館日: 年末年始、月曜日、月末日	なし	豊文化センター内に図書室あり	
	広図書館	蔵書数:47,569冊 開館時間:中央図書館に同じ 休館日:中央図書館に同じ 規模・構造:RC,490㎡							
内容	昭和図書館	蔵書数:45,510冊 開館時間:中央図書館に同じ 休館日:中央図書館に同じ 規模・構造:RC,268㎡ (H14.4.1現在)							
	入船山記念館	概要:旧呉鎮守府司令長官官舎、郷土館、歴史民俗資料館等 開館時間:9:00~17:00 休館日:月曜日、年末年始 入館料:大人200円、高校生以下無料	なし	なし	なし	なし	なし	郷土資料館: 一般開放無し 今後、整備予定	現行のとおり呉市に引き継ぐものとする。

大項目	中項目	小項目	事務事業等	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
美術館	内容	施設数	10施設	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	-
		内容	<p>蘭島文化振興施設 開館時間:9:00~17:00(入館は16:30まで) 休館日:なし 小・中・高生は入館料無料 蘭島閣美術館 構造:木造2F 延べ床面積:1,056.65㎡ 入館料:一般500円,団体400円 蘭島閣美術館別館: 構造:木造1F 延べ床面積:371.98㎡ 入館料:一般300円,団体240円 白雪楼: 構造:木造2F 延べ床面積:173.80㎡ 入館料:一般300円,団体240円 松濤園: 規模:敷地内に4施設 (御馳走1番館(朝鮮通信資料館),あかりの館,陶磁器館,蒲刈島御番所) 敷地面積:4376.35㎡ 入館料:一般800円,団体640円 昆虫の家「頑愚庵」: 構造:木造2F 延べ床面積:216.04㎡ 入館料:一般200円,団体160円 貝と海藻の家: 構造:鉄骨平家 延べ床面積:368.49㎡ 入館料:一般200円,団体160円 など</p> <p>呉市立美術館 構造(本館):鉄筋3F 延べ床面積:2,790.9㎡ 構造(別館):鉄筋2F 延べ床面積:777.38㎡ 開館時間:10:00~17:00(入館は16:30まで) 休館日:毎週月曜日,年末年始 ほか 入館料(所蔵品展):小・中・高校生無料,一般200円(特別展は別料金)</p>								
		施設数	1施設								
文化センター等	内容	施設数	1施設	なし	なし	なし	なし	1施設	なし	1施設	現行のとおり呉市に引き継ぐ。
		内容	<p>呉市文化ホール 構造:鉄筋コンクリート造 地上4階地下2階外建 延べ床面積:14,393㎡ 開館時間:9:00~22:00 休館日:月曜日,年末年始</p> <p>町民センター 延べ床面積:5,063.64㎡ 開館時間:9:00~22:00 休館日:年末年始 きらめきホール 収容人数:561人 施設:舞台(間口15m,奥行12m),楽屋(シャワー,トイレ付),リハーサル室あり</p>								
その他(名称,内容など)			<p>大空山青年の家 延べ床面積:881㎡ 開館時間:8:30~22:00 主要施設:集会室,宿泊室,図書館,食堂,体育館 休館日:月曜日,年末年始 視聴覚ライブラリー 視聴覚教材の整備・貸出し,講座の開催など 所有数:16ミリ映写機8台,16ミリフィルム179本,ビデオテープ434本など</p>	なし	社会教育施設(4施設) 研修センター大向	なし	なし	<p>研修宿泊施設「あびの里いつき」 施設:研修室宿泊室(20人収容) 定休日:火曜日,年末年始</p>	<p>研修宿泊施設「ふるさと学園」施設:研修室宿泊室(40人収容)グラウンド,冷暖房 完備 開園期間:1/4~12/28</p>	<p>施設は現行のとおり呉市に引き継ぐ。 ただし,管理・運営方法については,引き続き協議・検討していく。</p>	

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
ウ スポーツ施設									
スポーツセンター	施設数	1施設						1施設	施設は現行のとおり呉市に引き継ぐ。 ただし、管理・運営方法については、引き続き協議・検討していく。
	内容	スポーツ会館 トレーニング室、宿泊施設 面積:アリーナ770㎡ 休館日:年末年始(トレーニング室のみ毎週月曜日休館) 使用時間:8:30~21:00 使用料:有料	なし	なし	なし	なし	なし	旧沖友小学校を改築し「ふれ愛!!瀬戸内スポーツクラブ」事務局が管理 施設:トレーニング室 使用料:(昼)1人200円 (夜)1人300円 (ただしクラブ会員は免除)	
体育館	施設数	6施設	1施設	1施設	1施設	1施設			施設は現行のとおり呉市に引き継ぐ。 ただし、管理・運営方法については、引き続き協議・検討していく。
	内容	使用料:有料 呉市体育館 面積:メインコート1,681㎡ サブコート276㎡ 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 呉市昭和体育館 面積:アリーナ873.6㎡ 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 呉市大空山体育館: 面積:498.99㎡ アリーナ338㎡ 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 呉市警固屋体育館: 面積:アリーナ900㎡ 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 呉市下蒲刈体育館: 面積:1,764㎡ 使用時間:8:30~21:00 呉市総合体育館: 面積:メインアリーナ2451㎡ サブアリーナ640㎡ 武道場720㎡ 休館日:毎月第3水曜日、年末年始(トレーニングルームは毎週水曜日、年末年始) 使用時間:9:00~21:00	音戸勤労者体育センター (名称変更を検討中) 面積:1,008㎡ 開館時間:8:30~21:30 休館日:年末年始	町民総合体育館 延べ床面積:3,001㎡ 開館時間:8:30~21:30 休館日:月曜日、年末年始	町営体育館 面積:720㎡ 開館時間:9:00~22:00 休館日:火曜日、国民の祝日の翌日、年末年始	町民体育館 延べ床面積:1,615㎡ 開館時間:8:30~22:00 休館日:12/29~1/3 愛称:アリーナかもめ	なし	なし	
競技場・球技場	施設数	3施設	1施設				2施設	1施設	町の施設を引き継ぎ、維持・管理に努める。
	内容	呉市宮二河野球場 面積:26,600㎡ センターライン:122m ファウルライン:97.5m バックネット~本塁:20m 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 呉市宮陸上競技場 面積:9,104㎡ 300mトラック、クレー舗装6レーン 休館日:年末年始 使用時間:8:30~17:00 虹村公園野球場 面積:22,500㎡ センターライン:122m ファウルライン:98m バックネット~本塁:20m 休館日:年末年始 使用時間:8:30~17:00  :夜間照明設備あり(6基) 使用料:有料 :本部席棟のみ有料	ゲートボール場 面積:400㎡×2面 所在地:音戸町波多見6丁目	なし	なし	野呂川ダムグラウンド 面積:8,000㎡(野球場として) 管轄:広島県 金箱グラウンド 面積:約7,000㎡ (野球場として) 管轄:グリーンピア安浦	なし	テニスコート 1面 休館日、使用時間、照明、使用料なし	
運動広場	施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	2施設			町の施設を引き継ぎ、維持・管理に努める。
	内容	仁方運動広場 夜間照明設備あり 敷地面積:5,600㎡ 使用料:照明料のみ有料	多目的広場 夜間照明設備あり 敷地面積:5,600㎡ 利用時間:9:00~21:00 休日:年末年始	運動広場 テニスコート2面、夜間照明設備あり	町スポーツ広場 (蒲刈分校グラウンド夜間照明施設)	町民バスケットボール場 面積:1,166㎡(2面) ゲートボール場 面積:800㎡(2面)	なし	なし	

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
運動公園	施設数	5施設	1施設	1施設		1施設	1施設		町の施設を引き継ぎ、維持・管理に努める。
	内容	入船山公園多目的広場 警固屋公園多目的広場 広公園多目的広場 焼山公園多目的広場 吉浦運動場 全施設夜間照明設備あり 使用料:照明料のみ有料	テニスコート 全面砂入,人工芝 敷地面積:1,800㎡(3面) 利用時間:9:00~21:00 (夜間照明あり) 休日:年末年始	町民運動場(多目的グラウンド) 野球,ソフトボール,サッカー など(夜間照明設備あり)	なし	実成運動公園 面積:4,902㎡ サッカー・野球など 当該用地は下水道浄化センターの施設用で一時借用している。	豊浜大橋架橋記念公園 多目的グラウンド(夜間照明設備) テニスコート(1面) ゲートボール場(1面)	なし	
	プール	施設数	3施設	1施設	1施設	1施設		1施設	
内容	呉市営プール 面積:48,652.3㎡ 50mプール,練習プール, 子どもプール 公開期間:7/10~8/31 使用料(個人使用): 子ども60円,おとな120円 呉市営温水プール 延べ床面積:1,467.39㎡ 25mプール 休館日:年末年始,毎週月曜日 使用時間:9:00~21:00 使用料(個人使用): 子ども240円,おとな370円 呉市下蒲刈プール(屋外・夏季) 25m×6コース 利用時間: 9:30~18:00(7/20~7/24) 9:30~20:00(7/25~8/10) 9:30~18:00(8/11~8/31)	町民プール(夏期のみ) 面積:1,950㎡ 25m×6コース 幼児用プールあり 利用時間: 10:00~12:00 13:00~16:00	くらはし温水プール「ウィングくらはし」 面積:1,105.90㎡ 25mプール,幼児プール,ワールプール,トレーニングルーム 休館日:毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) 使用時間:10:00~21:30 (受付は20:30まで) 使用料:(通常期1日利用,夏期2時間利用) 4歳児未満無料 幼児200円 小中学生300円 おとな600円	B & G海洋センター(屋内) 25m×6コース 幼児用プールあり 休館日:火曜日 利用時間:9:00~22:00	なし	なし	町民プール 夏季のみ 25m×6コース 幼児用プールあり 利用期間:不定期 (学校も使用している) 無料		
野外活動施設	施設数	1施設	1施設		1施設	1施設			町の施設を引き継ぎ、維持・管理に努める。
内容	野外活動センター 延べ床面積:327㎡ 敷地面積:69,343㎡ 施設:野営場(テントサイト50),広場,セントラルロッジ, オリエンテーリングコース等 利用不可日:月曜日,年末年始 (ただし,7・8月は無休)	キャンプ場 面積:約5,000㎡ 施設:炊事場,トイレ,シャワー,レクリエーション広場, 遊歩道,遊具等があり,一部を除いて年中開放している。 大浦崎コミュニティ会館 研修室:大広間(120㎡)1室 和室(18畳)3室 開館時間:9:00~21:00 休館日:年末年始	なし	恋ヶ浜キャンプ場 施設:炊事場,便所,シャワー室	野呂川ダムキャンプ場 (県施設) 施設:炊事場,便所,駐車場	なし	なし		

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
その他(名称, 内容など)	内容	使用料:有料 (1)テニス場(4施設) 呉市営テニス場 クレーコート:5,470㎡,8面 休館日:年末年始 使用時間:8:30~17:00 呉市営昭和テニス場 全天候コート:1,495㎡,2面 練習用コート:349㎡,1面 クレーコート:2,125㎡,3面 夜間照明設備あり 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 呉市営警固屋テニス場 クレーコート:2,125㎡,2面 休館日:年末年始 使用時間:8:30~17:00 呉市営大平山テニス場 テニスコート:1,557㎡,1面 練習コート:500㎡,半面 休館日:年末年始 使用時間:8:30~17:00 (2)エスキーツテニス場(1施設) 呉市営エスキーツテニス場 面積:497㎡,4面 休館日:年末年始 使用時間:8:30~17:00 (3)屋内練習場(1施設) 呉市営二河屋内練習場 競技場:2,025㎡ 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 (4)弓道場(2施設) 呉市営弓道場(近的) 和弓射場(6人立ち):28m 洋弓射場(2人立ち):30m 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 呉市営弓道場(遠的) 和弓射場(6人立ち):60m 洋弓射場(2人立ち):70m 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00 (5)バレーボール場(1施設) 呉市営バレーボール場 (テニス兼用) クレーコート:1,833㎡,3面 休館日:年末年始 使用時間:8:30~17:00 (6)武道場(1施設) 呉市広武道場 柔道場:176.40㎡ 剣道場:242.55㎡ 休館日:年末年始 使用時間:8:30~21:00	なし	なし	B & G海洋センター 体育館 施設:バレーボール(2面) バスケット(1面) 武道場 艇庫 施設:カッター,カヌー OPヨット	安浦町立武道館 柔剣道場 513㎡(14m×26m) 休館日:年末年始 使用時間:9:00~22:00	なし	なし	町の施設を引き継ぎ,維持・管理に努める。

大項目	中項目	小項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
(13)高度情報化への対応										
ア 情報システムの構築・情報の発信等										
インターネットへのホームページ開設	内容	呉市ホームページ イベント情報,市からのお知らせ,呉市の紹介,施設・観光・宿,市長へのメール等	町ホームページ 町の紹介など 各種施設ホームページ 施設案内・予約状況等,イベント情報,観光,町広報誌掲載	町ホームページ イベント等最新情報 町の紹介 (町のデータ,歴史等) 社会教育・体育施設 施設案内 図書館:蔵書検索	町ホームページ 町の紹介,観光案内,イベント情報 小学校のホームページ 学校紹介,学校行事・取組紹介 教育委員会のホームページ 各学校の活動報告 県民の浜ホームページ 恵の丘ホームページ	町ホームページ 教育委員会ホームページ 教育基本方針,イベント情報,施設等の紹介,各小・中学校ホームページへのリンク集等	町ホームページ あり(広域で開設)	町ホームページ あり(広域で開設) 町からのお知らせ,町の紹介	呉市の制度に統一する。	
イ 行政情報ネットワーク										
図書館等のネットワーク	内容	呉広域図書館情報ネットワークの構築 呉市立図書館の図書情報を近隣町の図書館等へ提供する。 倉橋町・黒瀬町・豊町(H11),熊野町・音戸町・下蒲刈町・蒲刈町・豊浜町(H12),川尻町(H14)と接続 また,平成9年4月から近隣周辺15町住民を対象に広域貸出し開始 (参考)近隣周辺14町内の図書館設置自治体:江田島町・倉橋町・黒瀬町・川尻町	呉市広域図書館情報ネットワーク開設(H13.3月)	図書館のサーバを利用して,町内小中学校から資料検索・行楽案内等のサービスを実施 江能音倉6町広域ネットワークにより6町内の図書館,公民館にある図書の蔵書検索サービスを提供 呉広域図書館情報ネットワーク開設	県立図書館及び呉市図書館とオンライン	県立図書館との間で図書の検索等サービスの実施	呉市広域図書館情報ネットワーク開設	呉市広域図書館情報ネットワーク開設	呉市の制度に統一する。	
地域衛星通信ネットワーク(広島県総合行政通信網)	内容	通信衛星を利用した通信網を介して,全国の地方自治体を結ぶものであり,電話,FAXなどにより「防災情報」「行政情報」の伝送を行っている。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	当面,現行のとおりとする。
緊急時通報システム	内容	在宅で一人暮らしの高齢者や重度身体障害者を対象に,緊急通報装置を福祉保健課で設置し,消防局に自動的に緊急事態を通報する。	なし	なし	(呉市に同じ) 但し通報は近隣者	なし	なし	なし	(呉市に同じ)	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
その他(名称,内容など)	庁内ネットワーク	庁内LAN 財務会計,税務総合情報,介護保険,工事積算, グループウェア サーバ:37台 クライアント:1,088台 (H16.1現在)	庁内LAN グループウェア サーバ1台 クライアント100台	業務系庁内LAN 総合行政システム 財務会計,住民記録,印鑑登録,税情報,福祉情報,健康管理情報,水道料金,給食費,公共工事,給与計算等の総合システム サーバ2台 クライアント32台 (出先機関4台含む。) グループウェア サーバ1台 クライアント50台 (出先機関6台を含み,13台はメイプルネットワークへ接続)	庁内LAN 財務会計,税務総合情報,住民情報 サーバ1台 クライアント30台	庁内LAN 財務会計,総合行政システム(住民基本台帳,印鑑登録,税務総合情報,介護保険,選挙,保育料等) サーバ5台 クライアント63台	なし	農家の経営安定に役立つ情報の提供,行政・コミュニティ情報の提供 庁内LAN 回覧,掲示板,書式の共有,会議室予約機能他(電子決裁なし) サーバ3台 クライアント14台 財務会計システム サーバ1台 クライアント20台	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。	
その他	その他	(1)住民基本台帳事務 住民記録システム 住基ネットワークシステム 印鑑登録システム (カード式) 外国人システム (自庁電算) (2)戸籍事務 除籍システム 戸籍・附票システム (3)国民年金事務 国民年金システム	総合行政システム 財務会計,住民記録,印鑑登録,税情報,福祉情報,健康管理情報,水道料金,給与計算等の総合システム サーバ1台 クライアント15台	倉橋町コミュニティネットワーク 庁舎内及び小・中・高等学校,保育所,消防署,郵便局,体育館,図書館等をネットワークで接続 (サーバ1台,クライアント20台(うち小学校4台,中学校2台,高等学校1台,保育所6台,消防署1台,郵便局1台,体育館1台,図書館1台,音倉広域長門園1台))	住民基本台帳事務 住民記録システム 印鑑登録システム(カード式)	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳事務 住民記録システム 住基ネットワークシステム (2)国民年金事務	住民基本台帳事務 住民記録システム 住基ネットワークシステム	呉市の制度・システムに統一する。	

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
ウ 産業情報ネットワーク									
産業情報の提供	内容	インターネットやFAXを利用して、助成制度や研修会等の情報を提供する。 FAX直送便 メール直送便	音戸町ホームページに掲載	倉橋町ホームページに掲載					
	情報の内容	中小企業施策情報 各種融資制度、助成制度に関する情報 技術研究情報 呉地域産業振興センター等の各支援機関が開催する講習会、講演会、研修会等の情報 地域の産業に関するその他の情報 イベント、呉地域産業振興センターの事業紹介等	地域の産業に関するその他の情報、イベント情報	地域の産業に関するその他の情報、イベント情報	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	開始時期	FAX直送便(H10.6) メール直送便(H13.2)	ホームページ開設(H12.12)	ホームページ開設(H13.12)					
その他(名称、内容など)	呉地域産業振興センターのホームページ開設 内容: センターの事業紹介 スタッフ紹介 企業データベース 各種施策情報等の情報提供のほか利用者との双方向の情報やりとりを目指す。	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。

大項目	中項目	小項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
(14)国際交流・協力										
ア 国際感覚の高揚										
国際理解の促進	姉妹校・友好校との交流	横路小と韓国鎮海市道泉初等学校, 呉三津田高と中国温州中学が友好校 市立呉高と台湾樹人女子高級家事商業職業学校が国際交流校	なし	なし	なし	姉妹校・友好校の該当なし 子ども国際教室 小学校2校	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	英語指導助手の受入	人数:10人	中学校:3校 人数:1人	人数:1人	保育所, 小学校, 中学校において, 英語授業を行うとともに一般住民を対象とした英語教室の開催	中学校において英語授業の担当教員の補助を行う。 人数:1人 小学校(全校)実施	中学校において英語授業の担当教員の補助を行う。 人数:1人 幼稚園・小学校・一般にも指導	人数:1人	人数:1人	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
イ 国際交流の推進										
国際交流施設	内容	国際交流広場(1996.4.27開設)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	-
姉妹・友好都市との交流	提携都市数	3都市								
	提携都市名	ブレマトン市 アメリカ合衆国, 1970.8提携 マルページャ市 スペイン国, 1990.12提携 鎮海市 大韓民国, 1999.10提携 (国内:鳥取県和町)	なし (国内:鳥根県掛合町 H9.12.14提携)	なし (国内:岡山県真備町 H14.10.2提携)	なし (国内:なし)	なし (国内:広島県加計町 S61.10.14提携)	なし (国内:なし)	なし (国内:北海道礼文町 S55.7.1提携)	なし (国内:なし)	呉市の制度を適用する。 (国内の友好・姉妹都市提携については, 合併前に, 町において解消することとする)
	交流事業	ブレマトン市:高校生相互派遣 鎮海市:模範運転者研修生の受け入れ, 芸術交流, スポーツ交流								
経済その他の交流	内容	温州市(中華人民共和国) 2001.5友好港提携	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
住民レベルの国際交流の促進	国際交流協会の設立	1999.6.7設立								
	名称	呉市国際交流協会								
	基本財産等	会費・市からの補助金								
事業内容	国際交流事業 親善訪問団の派遣及び受入れ, 国際理解講演会開催, 外国料理講習会, 異文化教室, 日本文化体験教室, グローバルスポーツフェスタ(在住外国人との合同運動会), 国際交流フェスタ 定例教室開催 漢字・英語ワクワク体験, ブラジル会話, ふれあい朝鮮文化, 中国漫遊紀行 広報事業 広報誌「協会だより」の発行	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
在住外国人への支援	内容	生活情報誌作成 年2回, 英語・ポルトガル語 日本語教室など各種教室の開催 生活相談窓口の設置 ポルトガル語・英語・ハンゲル・スペイン語 生活ガイドマップ作成 英語・ハンゲル・ポルトガル語・中国語 外国語観光パンフレット作成 英語・ハンゲル 呉市の案内作成 英語・ハンゲル・中国語 公共施設の外国語表記 ブラジル籍児童生徒語学指導 日本語指導ボランティア養成研修会	なし	なし	なし	なし	町勢要覧(英語)	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
在留留学生への支援	内容	呉高専里親会への支援 (交流場所の提供)	子ども国際交流事業 (交流場所の提供)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
ウ 国際協力										
その他(名称, 内容など)	国際協力事業団(JICA)主催各種研修生の受入れ	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
(15) 広報及び広聴									
ア 広報									
広報誌等の発行	内容	<p>広報紙 発行日:毎月10日(定期号) 発行部数:86,000部/回 配布対象:全世帯 配布方法:自治会経由 グラフ誌 発行日:年2回(不定期) 発行部数:3,200部/回 配布対象:市内外公共施設等, 希望者 配布方法:公共施設等は無償配 布,希望者には有償配布(1部 250円) 市民暮らしのガイド H14年4月発行 発行部数:10,000部 配布方法:市民課・各支所窓口</p>	<p>広報紙 発行日:毎月1日(定期号) 発行部数:6,080部/回 配布対象:全世帯 配布方法: 各区出張所から配布 議会だより 年4回発行 発行部数:6,080部/回 配布対象:全世帯 配布方法:と同じ 国保カレンダー 発行日:年末 発行部数及び配布方法等は と同じ。</p>	<p>広報紙及び広報カレンダー 発行日:毎月1日(定期号) 発行部数:3,350部/回 配布対象:全世帯 配布方法:出張所長による配布</p>	<p>広報紙 発行日:毎月15日(定期号) 発行部数:1,800部/回 配布対象:全世帯に配布 配布方法:地域補助員(常会長) による手渡し 議会だより 発行日:年4回(6,8,11,2月) 発行部数:1,600部/回 配布対象:全世帯に配布 配布方法:地域補助員(常会長) による手渡し</p>	<p>広報紙 発行日:毎月1回(定期号) 発行部数:4,750部/回 配布対象:全世帯 配布方法:自治会を通して 「議会だより」 発行回数:年4回 発行部数:4,650部/回 配布対象:全世帯 配布方法:と同じ</p>	<p>広報紙 発行日:3か月に1回発行 発行部数:1,500部/回 配布対象:全世帯 配布方法:自治会組織に依頼 希望者へ郵送</p>	<p>広報誌 発行日:奇数月発行(発行日不 定) 発行部数:2,000部/回 配布対象:全地域(全戸配布) 配布方法:町内会及び委託配布</p>	呉市の制度に統一する。
テレビ・ラジオ広報番組の放送	内容	<p>テレビ広報番組 番組名:ズームアップくれ 放送:日曜日 11:25~11:30(5分) 放送局:広島テレビ ラジオ広報番組 番組名:呉その今日と明日 放送:土曜日 11:05~11:15(10分) 放送局:RCC 呉市PRビデオ H12年度制作(日本語・英語・ハ ングル・ポルトガル語・中国語)</p>	なし	なし	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用する。
有線・無線放送	内容	なし	防災無線(町)	防災無線(町)	防災無線(町) 有線(農協)	防災無線(町)	防災無線・CATV(町)	防災無線・CATV(町)	現行のとおり呉市に引き継 ぐものとする。
その他の広報	内容	<p>新聞紙面を購入し,重点施策 やお知らせを掲載 電光ニュースによる広報 3か所 インターネットによる情報 提供</p>	<p>インターネットによる情報 提供 中国新聞ミニコミ紙「ファミ リー」による広報</p>	<p>インターネットによる情報 提供 防災無線による行事案内</p>	<p>掲示板の利用 公報車による公報 LED電光掲示によるニュース の提供 インターネットによる情報 の受発信 ふるさと通信</p>	<p>防災無線による行事案内 広報車による広報 インターネットによる情報 提供</p>	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市 の制度に統一する。
イ 広聴									
相談	窓口	<p>市民生活課市民相談係 法律相談 弁護士:毎水・金曜日 (第2金曜日を除く) 登記法律相談 司法書士:毎月曜日(市役所), 第3木曜日(昭和支所) 行政相談 行政相談委員:第2月曜日 行政書士相談会 行政書士:第2・第4木曜日 交通事故相談 交通事故相談員:毎水・木曜日 消費生活相談 消費生活相談員:随時 市民相談 職員:随時 1日総合相談室 行政機関等:年2回 合同相談所 行政機関等:年1回</p>	<p>住民課 法律相談 弁護士:年4回程度,不定期 人権・行政相談 人権擁護委員,行政相談委員に よる合同相談所開設 毎月第2火曜日 心配ごと相談 民生委員:毎週水曜日 (社会福祉協議会が実施)</p>	<p>各課 法律相談 弁護士:年2回程度(不定期) (福祉保健課) 人権相談 人権擁護委員:毎月第2火曜日 (住民課) 行政相談 行政相談委員:毎月第4火曜日 (総務課) 心配ごと相談 民生委員:毎月第2・4火曜日 人権相談,行政相談をそれぞれ 合同で行う。 (社会福祉協議会)</p>	<p>相談内容により各課対応 人権相談:年2回 行政相談:年2回 年金相談:年1回</p>	<p>総務課 人権相談:年2回 行政相談:年1回</p>	<p>住民課 人権相談 人権擁護委員:年2回 行政相談 行政相談員:年2回 心配事相談 民生委員:月1回</p>	<p>総務課庶務係 人権相談 人権擁護委員:年2回(町民課) 行政相談 行政相談員:月1回 心配事相談 民生委員:月3回</p>	呉市の制度に統一する。

大項目	中項目	小項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
	事務事業等	窓口	秘書広報課広報聴係	企画課	企画課	総務課		総務課	総務課	
	行政懇談会	内容	(1)市政懇談会 ふれあいトーク 各種団体や各地区等に市長が直接出向き意見交換 出前トーク 団体やグループの要請に応じ、あらかじめ用意されたテーマに基づいて管理職が出向き意見交換 (2)施設見学会 くれ探検バス 日程、場所を設定し広報誌で参加者を募集(年2回予定)	町民と話し合う会 町長、役場幹部職員と町民との意見交換会(町内14か所で開催)	町政懇談会 町長とのさわやかトーク 町長・助役・管理職が会場等に出向き、町民と懇談会を実施	定例はなし	なし	不定期で開催	定例はなし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	その他(名称、内容など)	内容	市長への手紙 市民がはがきやファクスを用いて直接市長へ意見等を申し出る。 市長へのメール 市のホームページに意見や提言を受けるためのページを設け、市政に対する意見などを市内外から広く求める。	町長へのメール 町のホームページに意見や提言を受けるためのページを設け、町政に対する意見などを町内外から広く求める。	陳情等は随時受け付ける。 町のホームページでも意見等を求めている。	町制に対する意見を受ける意見箱を町内4か所に設置	町長及び行政への意見等を受ける提案箱を町内2か所に設置	なし	町長へのメール 町のホームページに意見や提言を受けるためのページを設け、町政に対する意見などを町内外から広く求める。	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。

ウ 情報公開と個人情報保護

公文書公開			呉市情報公開条例	音戸町情報公開条例	倉橋町情報公開条例	安浦町情報公開条例	豊町情報公開条例	調整方針案
条例	施行年月日		H11.10.1	H15.10.1	H14.10.1	H13.4.1	H14.4.1施行	
実施機関			市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会	町長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会	町長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会	町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会、議会	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
対象文書			実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの (参考) 文書管理システム導入	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
手数料			公文書の閲覧:無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒:10円、カラー:50円 郵送料:実費	(呉市に同じ)	公文書の閲覧:無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒:10円、カラー:80円 郵送料:実費	公文書の閲覧:無料 公文書の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒:20円、カラー:100円 郵送料:有料	公文書の閲覧:無料 公文書の写しの交付 1枚(片面)当たりA3まで30円、A3以上の図画等1枚100円 郵送料:有料	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
個人情報保護			呉市個人情報保護条例	倉橋町個人情報保護条例	安浦町個人情報保護条例	豊町個人情報保護条例	調整方針案	
条例	施行年月日		H6.6.1	H14.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H14.4.1	
実施機関			呉市情報公開条例に同じ	倉橋町情報公開条例に同じ	安浦町情報公開条例に同じ	豊町情報公開条例に同じ	豊町情報公開条例に同じ	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
個人情報の開示請求	対象となる個人情報		個人に関する情報であって、個人を識別できるものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープその他一切の媒体に記録されるもの又はされたもの	なし	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、マイクロフィルム及び磁気テープその他これらに記録されるもの又は記録されたもの	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	請求権者		開示の対象となる個人情報が記録されている本人	なし	なし	なし	何人も実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示請求をすることができる。	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	手数料		記録の閲覧:無料 記録の写しの交付 A3判まで1枚(片面)当たり 白黒:10円、カラー:50円 郵送料:実費	なし	なし	なし	豊町情報公開条例と同じ	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
個人情報の訂正請求	内容		自己に関する個人情報に誤りがあるときは、その情報の訂正等を請求できる。	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	(呉市に同じ)	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	手数料		無料	なし	なし	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。

大項目			呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案				
中項目														
小項目	事務事業等													
(16)上・下水道														
ア 上水道														
水道料金	区	分	料金 単位(円)	料金 単位(円)	料金 単位(円)	料金 単位(円)	料金 単位(円)	料金 単位(円)	料金 単位(円)	料金 単位(円)	公共料金等の取扱いで別途提案			
			使用水量(m)	メーター口径(mm)										
			13		2,550	2,600	1,950	1,910	2,080	2,250				
			10	20	1,302	2,580	2,640	2,005	2,005	2,400		2,300		
				25		2,620	2,650	2,025	2,015	2,500		2,350		
				40	5,880		2,770		2,204	2,610		2,500		
				50	15,939		3,220	1,900	3,706	4,080		2,800		
			20	13		5,280	5,250	3,850	3,853	4,290		4,950		
				20	3,244	5,310	5,290	3,905	3,948	4,600		5,000		
				25		5,350	5,300	3,925	3,958	4,710		5,050		
				40	7,822		5,420		4,147	4,810		5,200		
			30	50	18,228	5,120	5,870	3,800	5,649	6,280		5,500		
				13		8,010	7,900	5,750	5,953	6,490		7,650		
				20	5,533	8,040	7,940	5,805	6,048	6,810		7,700		
				25		8,080	7,950	5,825	6,058	6,910		7,750		
			40	40	10,111		8,070		6,247	7,020		7,900		
				50	20,517	7,850	8,520	5,700	7,749	8,490		8,200		
				13		10,950	10,550	7,650	8,158	8,700		10,350		
				20	8,011	10,980	10,590	7,705	8,253	9,010		10,400		
			50	25		11,020	10,600	7,725	8,263	9,120		10,450		
				40	12,589		10,720		8,452	9,220		10,600		
				50	22,995		11,170		9,954	10,690		10,900		
				13		13,890	13,200	9,550	10,468	10,900		13,050		
			50	20	10,489	13,920	13,240	9,605	10,563	11,220		13,100		
				25		13,960	13,250	9,625	10,573	11,320		13,150		
				40	15,067		13,370		10,762	11,430		13,300		
				50	25,473	13,730	13,820	9,500	12,264	12,900		13,600		
			分担金(加入金,消費税含む)			13mm52,500円～	13mm88,200円～	13mm75,000円～	13mm21,000円～	13mm105,000円～		工事費の2割	10,000円	
			その他			メ - タ - 使用料なし	上記料金には次のメーター使用料含む。 13mm:80円 20mm:120円 25mm:130円 40mm:250円 50mm:700円 電子メーター:2,270円	上記料金には次のメーター使用料含む。 13mm:50円 20mm:105円 25mm:125円 40mm以上:自己負担で設置	上記料金には次のメーター使用料含む。 13mm:94円 20mm:189円 25mm:199円 40mm:388円 50mm:1,890円	上記料金には次のメーター使用料含む。 13mm:105円 20mm:420円 25mm:525円 40mm:630円 50mm:2,100円		上記料金には次のメーター使用料含む。 13mm:50円 20mm:100円 25mm:150円 40mm:300円 50mm:600円		
			水道料金の徴収等			納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収 福祉料金や減免基準あり	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収	納入通知書又は口座振込の方法により,1か月毎に徴収 減免基準なし	納入通知書又は口座振込の方法による毎月徴収	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収		納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収 (H16.4以降廃止予定)	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収	呉市の制度に統一する。
			指定給水装置工事事業者の指定			条例に基づき,各年度1回申請により,責任技術者1名以上を常置する工事を指定	条例に基づき,申請により主任技術者,機械器具を有する工事を指定	条例・規則に基づき,受付は常時として有効期間は廃業まで責任技術者1名以上を有する工事を指定	条例に基づき毎年4月に申請有効期間2か年	規程に基づき,受付は常時,指定は月1回事業所ごとに主任技術者1名以上を置く事業所を指定		給水設備及び工事指定店1店あり	指定に向け検討中	呉市の制度に統一する。

大項目	中項目	小項目	呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
イ	下水道	事務事業等								
	事業の内容	公共下水道事業 処理場:3か所 H14年度末普及率:90.5%	(2地区で地域下水道事業を実施)	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 処理場:1か所 H19年度事業完了予定	公共下水道事業 処理場:1か所 H14年度末普及率:40.5%	-	-	-	公共料金等の取扱いで別途提案
	下水道使用料	排出水量 (使用料は税込み月額)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	
		8m	918	-	-	-	-	-	-	
		10m	988	1,890	1,890	1,155	-	-	-	
		15m	1,723	2,940	2,940	1,890	-	-	-	
		20m	2,458	3,990	3,990	2,677	-	-	-	
		30m	4,253	6,290	6,290	4,357	-	-	-	
		40m	6,238	8,590	8,590	6,142	-	-	-	
		50m	8,222	10,890	10,890	8,032	-	-	-	
		100m	19,405	22,390	22,390	18,532	-	-	-	
	下水道事業受益者負担金	対象者	下水道が整備されている区域内に土地を持っている人	(呉市に同じ)	公共下水道の排水区域内にある家屋の所有者	公共下水道の排水区域内に土地を持っている人	-	-	-	
		負担額	110円/㎡	公共マス1個当たり10万円	供用開始後 1年以内:140,000円 2年以内:160,000円 3年以内:180,000円 4年以降:200,000円	400円/㎡	-	-	-	
		納付方法	年に1回で1~3年払い (前納報償金なし)	3年以内一括	一括払い	一括又は5年間で分割払い 前納報奨金制度あり 最大20%	-	-	-	
	下水道使用料の徴収等	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収 福祉料金や減免基準あり	-	納入通知書又は口座振込の方法により,1か月毎に徴収 減免基準あり 倉橋町公共下水道条例第32条による。	納入通知書又は口座振込方法による毎月徴収	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収	-	-	-	呉市の制度に統一する。
	水洗便所改造資金貸付制度	水洗便所改造工事内容により,1件につき10万円~45万円の無利子貸付け	-	貸付制度なし 報償金制度あり (1年4万円・2年2.5万円・3年1万円)	なし	水洗便所改造及び排水設備改造補助金 1年以内接続:10万円 2年以内接続:8万円 3年以内接続:6万円	-	-	-	公共料金等の取扱いで別途提案
	排水設備指定工事店の指定	規則に基づき,各年度1回申請により,責任技術者1名以上を常置する工事店を指定	-	条例・規則に基づき,受付は常時,有効期間は5年とし,責任技術者1名以上を有する工事店を指定	条例に基づき毎年4月に申請有効期間5か年	(呉市に同じ)	-	-	-	呉市の制度に統一する。
ウ	集落排水									
	事業の内容	(下蒲刈地区) 農業集落排水事業 漁業集落排水事業	-	(鹿老渡地区) 漁業集落環境整備事業	-	(野路西地区) 農業集落排水事業 H14年度末普及率:100% 水洗化率:70%	農業集落排水事業	農業集落排水事業 沖友地区 H15年度一部 H16年度使用開始 久比地区 H16年度工事開始予定	-	公共料金等の取扱いで別途提案
	集落排水使用料	排出水量 (使用料は税込み月額)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	使用料 単位(円)	
		8m	918	-	-	-	-	-	-	
		10m	988	1,890	1,890	1,155	-	-	-	
		15m	1,723	2,940	2,940	1,890	-	-	-	
		20m	2,458	3,990	3,990	2,677	-	-	-	
		30m	4,253	6,290	6,290	4,357	世帯割:1,500円 世帯員一人:250円	-	-	
		40m	6,238	8,590	8,590	6,142	-	-	-	
		50m	8,222	10,890	10,890	8,032	-	-	-	
		100m	19,405	22,390	22,390	18,532	-	-	-	
	分担金・加入金	対象者	排水設備の新設を行おうとする者	排水処理施設処理区域内に存する土地の所有者	-	事業区域内的建築物を所有する者	世帯主等で施設を使用する者	排水設備の新設を行おうとする者	-	
		負担額	供用開始後 3年以内:100,000円 3年経過後:200,000円	公共マス1個当たり10万円	-	400円/㎡	加入時に6万円	加入時に6万円	-	
		納付方法	年に1回で1~3年払い (前納報償金なし)	3年以内一括	-	一括又は5年間で分割払い 前納報奨金制度あり 最大20%	基本的には年1回払い(全額) 分割も可能	一括払い	-	
	使用料の徴収等	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収 福祉料金や減免基準あり	-	納入通知書又は口座振込の方法により,1か月毎に徴収 減免基準あり 倉橋町公共下水道条例第32条による。	-	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収	納入通知書又は口座振込の方法により,2か月毎に徴収	-	呉市の制度に統一する。
	普及促進制度	なし	-	-	-	水洗便所改造及び排水設備改造補助金(H16まで) 1年以内接続:10万円 2年以内接続:8万円 3年以内接続:6万円	なし	なし	-	
	排水設備指定工事店の指定	規則に基づき,各年度1回申請により,責任技術者1名以上を常置する工事店を指定	-	条例・規則に基づき,受付は常時,有効期間は5年とし,責任技術者1名以上を有する工事店を指定	-	(呉市に同じ)	給水設備及び工事指定店1店あり	条例・規則に基づき,受付は常時,有効期間は5年とし,責任技術者1名以上を有する工事店を指定	-	呉市の制度に統一する。

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
(17)消防及び防災									
ア 消防									
消防署及び出張所	組織体制	署所の数 署:2 出張所:11(受託3) 職員数 定員:338人 実員:326人(受託町含む) 救急体制: 救急隊:6隊 救急振興財団救急救命所及び広島市救急救命士養成所において救急救命士の養成を行っている。	署所の数 署:1 職員数 定員:30人 実員:30人 救急体制: 救急隊:1隊 救助隊:1隊	署所の数 出張所:1 職員数 定員:14人 実員:14人 救急体制: 救急隊(兼消防隊):1隊	常備消防なし 救急体制未整備	署所の数 出張所:1 職員数(呉市に委託): 定員:18人 実員:18人 救急体制: 呉市に委託	署所の数 出張所:1 職員数(呉市に委託) 定員:18人 実員:18人 救急体制: 呉市に委託	豊浜町と共有 署所の数 出張所:1 職員数(呉市に委託) 定員:18人 実員:18人 救急体制: 呉市に委託	音戸町、倉橋町については、一部事務組合を構成する関係自治体の合併動向に配慮しながら、その取扱いを決定するものとする。 蒲刈町については、速やかに施設整備を図り、常備消防体制の早期展開に努めるものとする。 安浦町、豊浜町、豊町については、呉市消防局により、引き続き、常備消防力の維持向上に努める。
	消防機材整備	常備消防 消防ポンプ車:16 小型動力ポンプ積載車:5 化学車:2 はしご車:4 救急車:11 その他の消防車:24 また、県及び広島市の防災及び消防ヘリコプター負担金を支払っている。	常備消防 消防ポンプ車:2 積載車:1 小型動力ポンプ:1 救急車:2 その他の消防車:2 また、県及び広島市の防災及び消防ヘリコプター負担金を支払っている。	常備消防 消防ポンプ車:2 積載車:1 小型動力ポンプ:1 救急車:1 広報車:1 また、県及び広島市の防災及び消防ヘリコプター負担金を支払っている。	県及び広島市の防災及び消防ヘリコプター負担金を支払っている。	常備消防 消防ポンプ車:1 消防タンク車:1 救急車:1 その他消防車:1 また、県及び広島市の防災及び消防ヘリコプター負担金を支払っている。	常備消防 消防ポンプ車:1 救急車:1 その他の消防車:2 また、県及び広島市の防災及び消防ヘリコプター負担金を支払っている。	豊浜町と共有 常備消防 消防ポンプ車:1 救急車:1 その他の消防車:2 また、県及び広島市の防災及び消防ヘリコプター負担金を支払っている。	また、県及び広島市の防災及び消防ヘリコプター負担金を支払っている。
消防団及び消防分団	組織体制	分団数	24分団	10分団	19分団	4分団	15分団	6分団	4分団
		団員数	定員:880人 実員:816人	定員:284人 実員:284人	定員:294人 実員:270人	定員:150人 実員:135人	定員:250人 実員:248人	定員:151人 実員:122人	定員:160人 実員:158人
	報酬	年額報酬	団 長:82,000円 副 団 長:68,500円 分 団 長:50,000円 副分団長:45,000円 部 長:39,000円 班 長:36,500円 団 員:35,500円	団 長:71,000円 副 団 長:57,000円 分 団 長:40,000円 副分団長:35,000円 部 長:25,000円 班 長:25,000円 団 員:24,000円	団 長:61,000円 副 団 長:49,500円 分 団 長:39,000円 副分団長:27,000円 部 長:23,500円 班 長:21,500円 団 員:20,000円 指 導 員:39,000円	団 長:60,000円 副 団 長:50,000円 分 団 長:45,000円 副分団長:35,000円 部 長:23,000円 班 長:23,000円 団 員:22,000円	団 長:82,400円 副 団 長:57,900円 分 団 長:36,400円 副分団長:30,000円 部 長:25,000円 班 長:20,000円 団 員:11,800円	団 長:73,000円 副 団 長:55,000円 分 団 長:38,000円 副分団長:30,000円 部 長:25,000円 班 長:20,000円 団 員:18,000円	団 長:76,000円 副 団 長:55,000円 分 団 長:38,000円 副分団長:30,000円 部 長:25,000円 班 長:21,000円 団 員:18,000円
		出務報酬	災害出動 5時間未満:3,000円/回 5時間以上:6,000円/回 その他の出動 5時間未満:1,500円/回 5時間以上:3,000円/回	2,500円/回	水火災・警戒・訓練の場合 2,500円/日 消防団指導 3,500円/日	夜警:2,000円/回 訓練:1,000円/回 災害時の執務: 特に定めはないが、状況に応じ支出	2時間未満:2,000円/回 2時間以上:4,000円/回	火災:5,000円/回 年未警戒:3,500円/回 訓練、消火訓練:3,500円/回 総合基礎訓練:5,000円/回 町外訓練:7,000円/回	1回につき4,000円×年8回=32,000円の固定制 全団員共通
消防機材整備	非常備消防 小型動力ポンプ:72 積載車:61 ポンプ車:3 指揮車:1	非常備消防 消防ポンプ車:1 小型動力ポンプ:13 積載車:20	非常備消防 小型動力ポンプ:38 積載車:20	非常備消防 小型動力ポンプつき積載車:9	非常備消防 ポンプ車:2 搬送車:13 指揮車:1	非常備消防 小型動力ポンプ:16 積載車:10	非常備消防 小型動力ポンプ:17 積載車:10		
消防水利	内容	消火栓:3,804 防火水槽:425 貯留水利 プール:52 貯水池:15 井戸:7 流動水利 河川等:13 海水:30 その他:5	消火栓:316 防火水槽:11 流動水利 水防倉庫:1	消火栓:233 貯水槽:16 流動水利 水防倉庫:1	消火栓:60 貯水槽 40t槽24基 40t未満槽4基 貯留水利 農業用ため池:12 貯水池:8 水防倉庫:1	消火栓:325 防火水槽:55 貯留水利 プール:4 流動水利 水防倉庫:1	消火栓:139 防火水槽:21 流動水利 水防倉庫:1	消火栓:346 防火水槽:70	現行のとおり呉市に引き継ぐものとする。
備考	火災の発生件数	平成10年	97件	5件	7件	0件	10件	1件	1件
		平成11年	126件	6件	6件	0件	7件	1件	1件
		平成12年	108件	13件	7件	0件	8件	4件	1件
		平成13年	102件	6件	7件	0件	11件	2件	2件
		平成14年	115件	6件	7件	0件	9件	1件	3件
	救急活動件数	平成10年	5,678件	410件	198件	0件	401件	-	-
平成11年		6,377件	511件	226件	0件	386件	27件	25件	
平成12年		6,474件	498件	246件	0件	416件	104件	115件	
平成13年		6,639件	555件	311件	0件	434件	142件	126件	
平成14年		7,073件	555件	311件	0件	449件	163件	146件	

大項目		呉市	音戸町	倉橋町	蒲刈町	安浦町	豊浜町	豊町	調整方針案
中項目									
小項目									
事務事業等									
イ 防災									
防災対策事業等	内容	呉市防災会議 地域防災計画 防災気象情報提供 広島県総合行政通信網 災害危険区域図作成	音戸町防災会議 防災計画 防災気象情報提供 広島県総合行政通信網 防災危険区域図作成	倉橋町防災会議 地域防災計画 広島県総合行政通信網 土砂災害危険区域図作成	蒲刈町防災会議 防災計画 防災気象情報提供 広島県総合行政通信網 防災危険区域図作成	安浦町防災会議 防災計画 広島県総合行政通信網	豊浜町防災会議 防災計画 広島県総合行政通信網 県防災情報システム	豊町防災会議 防災計画 広島県総合行政通信網 防災危険区域図作成	呉市の制度に統一する。
自主防災組織	内容	自治会を単位として組織する。 事業内容 防災知識の普及 風水害の予防 (危険箇所の点検) 防災訓練の実施 防災資機材の整備 災害発生時の状況把握、通報、救護、避難誘導など	音戸婦人消防隊 音戸町先奥・有清・畑地区に居住する女性で組織 事業内容 火災予防についての研究、家庭及び地域における防火思想と普及の高揚、消火栓及び消火器等による初期消火活動訓練の実施、その他この消防隊の目的達成のため必要と認める事項	原則として各集落単位とする。 事業内容 防災知識の普及 防災訓練 災害発生時における情報の収集伝達 初期消火、避難誘導及び応急対策等	なし	女子畑婦人防火クラブ 補助金：72,000円	なし	なし	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	組織数・組織率	組織数：41団体(H16.1現在) 組織率：9.2%	組織数：1団体	組織数：1団体 組織率：4%		組織数：1団体			
	住民の防災意識の啓発	市広報紙「くれ」に啓発記事を掲載	町広報誌「おんど」に啓発記事を掲載	江能広域だよりに掲載		町広報紙による			
防災訓練施設等	名称	呉市防災センター	音戸町防災センター	倉橋町防災センター					呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	内容	防災に関する知識及び意識の高揚を図る。	防災に関する知識及び技術の向上並びに防災知識の高揚を図るための施設	消防防災の拠点として住民の防災相互研修	なし	なし	なし	なし	
	施設概要	地震体験装置 消火シミュレーション 視聴覚教室、実習室、教室外 休館日：日曜、祝日、年末年始 開館時間： 月～土曜日、9:00～17:00	資料及び装置の展示など 教育指導及び相談	住民相談室、訓練指導室、訓練用資器材庫					
その他	総合防災訓練実施 毎年5月末(呉市防災会議主催)	なし	なし						
防災行政無線システム等	内容	H16年度以降の整備に向けて検討中	防災情報等を町内全地域に無線で伝達できる。	地震、台風、大雨、火災、その他非常時に発生した万ーの場合に、一斉に広く速く正確に情報伝達を行う。	防災情報を即座に住民に伝達できる情報システムで、風水害や地震などの大規模災害において有線が途絶した場合には唯一の連絡手段となるもの	防災情報を即座に伝達できる施設	防災情報を即座に住民に伝達できる情報システムで、風水害や地震などの災害において、有線が途絶した場合には唯一の連絡手段となる。	各家庭に戸別受信機を設置 防災情報を即座に住民に伝達できる情報システムで、風水害や地震などの大規模災害において、有線が途絶した場合には唯一の連絡手段となるもの	現行のとおり呉市に引き継ぐものとする。
	システムの概要		役場を基地局とする屋外拡声子局27か所	役場を親局、鹿島を中継局とする子局は屋外拡声受信機38か所と戸別受信機との併用	役場を基地とする屋外拡声子局10か所 移動無線4台(公用車等に配備)	役場を親局とする子局34か所	役場を基地とする屋外拡声子局10か所 移動無線10台(公用車等に配備)、携帯型2台	役場を基地とする屋外拡声子局19か所 移動無線30台	
大規模災害対策	緊急情報連絡システム	呉市のホームページにて避難場所の情報を常時提供 災害時には、道路情報等の情報も提供	未整備	倉橋町のホームページにて地域内の危険箇所、避難場所施設の情報提供のみ実施	なし	なし	大規模災害時における災害対策本部からの各種情報をCATVにより住民に正確かつ迅速に伝達する。	防災無線を中心にCATVを伝達手段とする。	呉市の制度を適用又は呉市の制度に統一する。
	広域避難場所	10か所	なし	なし	4か所(区事務所)	7か所	5か所	5か所	
	災害応急援助物資備蓄・医療救援用医薬品等備蓄	応急救助物資1日分 乾パン、粉ミルク、乳幼児食、毛布、簡易トイレなど 呉市医師会と医療救護活動協定を締結し、救急医療セットを提供している。	非常食 乾パン500食、缶詰228缶など	なし	なし	応急救助物資 (毛布160枚、非常食800食)	なし	なし	